

第五十八回国会
衆議院
内閣委員會議録第八号

(二四八)

昭和四十三年四月三日(水曜日)

午後一時四十四分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 井原 岸高君 理事 上村千一郎君
理事 浦野 幸男君 理事 塚田 徹君
理事 松澤 雄藏君 理事 大出 俊君
理事 受田 新吉君
赤城 宗徳君 荒松清十郎君
内海 英男君 桂木 鉄夫君
菊池 義郎君 佐藤 文生君
塩谷 一夫君 藤尾 正行君
藤波 孝生君 淡谷 悠藏君
稲村 隆一君 武部 文君
浜田 光人君 安井 吉典君
鈴切 康雄君

出席國務大臣

國務大臣 田中 龍夫君
(總理府總務長官)

出席政府委員

内閣法制次長 吉國 一郎君
宮内庁次長 瓜生 順良君
文化財保護委員 福原 匡彦君
會事務局長 福原 匡彦君

委員外の出席者

専門員 芥木 純一君

三月十九日

委員武部文君辞任につき、その補欠として八百板正君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員八百板正君辞任につき、その補欠として武部文君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員内海英男君、塩谷一夫君、野呂恭一君及び

藤波孝生君辞任につき、その補欠として綱島正興君、馬場元治君、福田勉夫君及び村上勇君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員綱島正興君、馬場元治君、福田勉夫君及び村上勇君辞任につき、その補欠として内海英男君、塩谷一夫君、野呂恭一君及び藤波孝生君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員伊藤惣助丸君辞任につき、その補欠として渡部一郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員野呂恭一君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員渡部一郎君辞任につき、その補欠として伊藤惣助丸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員伊藤惣助丸君及び鈴切康雄君辞任につき、その補欠として渡部一郎君及び竹入義勝君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員塩谷一夫君及び華山親義君辞任につき、その補欠として中尾栄一君及び山本幸一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中尾栄一君辞任につき、その補欠として塩谷一夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員桂木鉄夫君、塩谷一夫君、藤波孝生君、竹入義勝君及び渡部一郎君辞任につき、その補欠として村上勇君、綱島正興君、倉石忠雄君、石田幸四郎君及び伊藤惣助丸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員倉石忠雄君、綱島正興君及び村上勇君辞任につき、その補欠として藤波孝生君、塩谷一夫君及び桂木鉄夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員伊藤惣助丸君辞任につき、その補欠として渡部一郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員石田幸四郎君及び渡部一郎君辞任につき、その補欠として鈴切康雄君及び伊藤惣助丸君が議長の名で委員に選任された。

同日

三月二十三日
許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第九五号)

同日

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

同日

公務員の賃金抑制及び定員削減反対等に関する請願(田代文久君紹介)(第二八二二号)

同日

同(外一件)(野口忠夫君紹介)(第二八三七号)
同(浜田光人君紹介)(第二九一〇号)
同(田代文久君紹介)(第二九二二号)

同日

同(松本善明君紹介)(第二九七二号)
同(米内山義一郎君紹介)(第二九七二号)
同(浜田光人君紹介)(第二九七八号)

同日

同(及地方公共団体建設関係職員に現場手当支給に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第二八三六号)

同日

同(植木庚子郎君紹介)(第二九六九号)
同(竹内繁一君紹介)(第二九七九号)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(毛利松平君紹介)(第二九〇九号)

同日

公務員の賃金抑制及び定員削減反対等に関する請願外一件(野口忠夫君紹介)(第三〇一八号)

同日

同(安宅常彦君紹介)(第三〇六一号)
同(赤路友藏君紹介)(第三〇六二号)
同(淡谷悠藏君紹介)(第三〇六三号)
同(井岡大治君紹介)(第三〇六四号)
同(井手以誠君紹介)(第三〇六五号)
同(石野久男君紹介)(第三〇六六号)
同(大出俊君紹介)(第三〇六七号)
同(外二件)(横山利秋君紹介)(第三〇六八号)

同日

恩給、共済年金等に関する請願(岡本茂君紹介)(第三二二四号)

同日

同(久保田円次君紹介)(第三二七五号)
同(公務員の賃金抑制及び定員削減反対等に関する請願(川上實一君外一名紹介)(第三二七二号)

同日

同(谷口善太郎君紹介)(第三二七二号)
同(田代文久君紹介)(第三二七三号)
同(林百郎君紹介)(第三二七四号)

同日

同(松本善明君紹介)(第三二七五号)
元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願外一件(愛知探一君紹介)(第三三三六号)

同日

同(外二件)(愛知探一君紹介)(第三四〇〇号)
恩給の不均衡是正に関する請願外七件(中曾根康弘君紹介)(第三四〇一号)

同日

は本委員会に付託された。

第一類第一号

内閣委員會議録第八号 昭和四十三年四月三日

三月二十一日

恩給の不均衡是正に関する陳情書（西大寺市議會議長岡崎鉄男（第一〇八号））

靖国神社國家護持の立法化反對に関する陳情書（名古屋市中区丸の内三の四の五日本基督教団名古屋教会戸田伊助（第一五五号））

退職公務員の恩給等増額に関する陳情書（福岡市千代町東公園一〇九〇福岡県退職小学校長會長益田道彦（第一七二号））

公務員の賃金抑制及び定員削減反對等に関する陳情書外八件（小田原市蓮正寺八二一常盤見一外二十七名（第一七三号））

自治省選挙局の廃止反對に関する陳情書（仙台市表小路一〇全国市区選挙管理委員会連合会東北支部長村田秀雄（第一七四号））

金鵄勲章受章者の処遇に関する陳情書（島田市折山一言太郎（第一七五号））

大谷部落の差別扱い撤廃に関する陳情書（熊本県阿蘇郡南小国村大谷部落代表権藤常雄（第一七六号））

同和对策事業の補助率調整等に関する陳情書（近畿二府六県議會議長會世話人と歌山県議會議長笹野勇外七名（第一七七号））

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

總理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六八号）

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第五四号）

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二二号）

法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求めます。田中總理府總務長官。

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十條中「第十五條に規定するものの外」を「第十四條の三及び第十五條に規定するものの外」に、「左の」を「次の」に、「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」に改める。

第十三條の前の見出しを「（日本政府沖繩事務所）」に改め、同條第一項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」に、「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に、「南方地域において左の事務を行う」を「次の事務を行う」に改め、同條第一項中「管轄区域」の下に「硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）をいう。以下この項において同じ。」を加え、「連絡を行うこと」を「連絡及び協議を行うこと」に改め、同條第二号から第四号までの規定中「行うこと」を「行なうこと」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 沖繩事務所は、沖繩島那覇に置く。

第十三條第三項を削り、同條第四項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同項を同條第四項とする。

第十四條第一項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に改め、同條第三項中「前項」を「第二項」に、「第五号」を「第四号」に、「同條第一項第二号」を「同項第二号」に改め、「この場合において」の下に、「当該指揮監督をするときは」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前條第一項第一号に掲げる事務のうちアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が、所長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣總理大臣に通知しなければならない。

第十四條の二第一項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」に、「の外」を「のほか」に改め、同條第二項中「南方連絡事務所」を「沖繩事務所」又はその出張所に改め、同條第三項中「日本政府南方連絡事務所」を「日本政府沖繩事務所」又はその出張所に改める。

附則第四項中「恩給審議會及び同和对策協議會は、昭和四十三年三月三十一日まで」を「及び恩給審議會は昭和四十三年三月三十一日まで、同和对策協議會は昭和四十五年三月三十一日まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

2 同和对策協議會は、この法律の施行の日に新たに置かれるものとする。
(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

3 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正）

4 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「那覇日本政府南方連絡事務所所長」を「日本政府沖繩事務所所長」に改める。

（旅券法の特例に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

5 この法律の施行前に前二項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律若しくは引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所所長がした処分又は手続は、前二項の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩事務所所長がした処分又は手続とみなす。

6 この法律の施行の際現に附則第三項若しくは第四項の規定による改正前の旅券法の特例に関する法律若しくは引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律又はこれらに基づく命令の規定に基づいて南方連絡事務所所長に対してされている手続は、附則第三項若しくは第四項の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩事務所所長に対してされた手続とみなす。

理由

沖繩におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を日本政府南方連絡事務所所長の所掌事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を改めるとともに、同和对策協議會を昭和四十五年三月三十一日まで設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三池委員長 これより會議を開きます。

總理府設置法の一部を改正する法律案及び恩給

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に、「百三十万円」を「百四十万円」に、「百四十万円」を「百五十万円」に、「百五十万円」を「百六十五万円」に、「百六十五万円」を「百八十八万円」に、「二百二十万円」を「二百五十四万円」に改める。

別表第二号表中「三八七、〇〇〇円」を「四〇六、〇〇〇円」に、「三二三、〇〇〇円」を「三一九、〇〇〇円」に、「二五二、〇〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に、「一九〇、〇〇〇円」を「一九九、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五四、〇〇〇円」に、「一二二、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三八四、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三二八、〇〇〇円」を「三四一、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二九二、〇〇〇円」に、「二三四、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「一八〇、〇〇〇円」を「一九三、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階	級	仮定俸給年額
大将		一、一七三、四〇〇円
中将		九八一、六〇〇円
少将		七六四、二〇〇円
大佐		六四七、四〇〇円
中佐		六一〇、四〇〇円
少佐		四八〇、四〇〇円
大尉		三八八、一〇〇円
中尉		三〇三、二〇〇円
少尉		二六六、四〇〇円
准士官		二三三、八〇〇円
曹長又は上等兵曹		一九三、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹		一八四、四〇〇円

伍長又は二等兵曹

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「七七、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「九〇、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「一〇二、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六

附則別表第六を次のように改める。

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一二二、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
二六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一三、一〇〇円	二三、一〇〇円
一七七、二〇〇円	一二、六〇〇円	二二、二〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項及び第五項中「十二万九千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十三年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。))附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。以下同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわ

ない。

一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号。以下「法律第八十三号」という。))附則第二條第一項第四号及び第二項の規定を適用しないとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下同じ。にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。))附則第二條第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

給年額とみなして算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二條第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

2 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、同項第二号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第五の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、同項第三号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなす。

3 第一項の普通恩給又は扶助料を受ける者がこの法律施行後六十五歳又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、この法律施行の際六十五歳又は七十歳に達していたとしたならば、前二項の規定により改定年額となるべきであつた年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわ

4 前三項の規定は、昭和三十三年四月一日以後

に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。))した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十三号附則第二條第三項又は第三條第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十三年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者(前条第四項に規定する者を除く。))については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、昭和三十三年三月三十一日において施行されてゐた給与に關する法令(以下「旧給与法令」という。))がこれらの者の退職の日まで施行されてゐたものならば、これらの者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた普通恩給又は扶助料について法律第八十二号附則第二條第一号及び法律第八十三号附則第二條第一号の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替へるものとする。

第四条 前二條の規定による改定年額の計算について恩給法別表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第七(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く)に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2 扶助料に關する前二條の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けてゐるときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

(公務員恩給に關する経過措置)

第五条 昭和四十三年九月三十日以前に現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。))を受けてゐる者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)に達しない者については、この改定を行な

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六条 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十三年九月三十日以前に現に第七項の増加恩給を受けてゐる者については、同年十月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用す

る恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除くを、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第四の年額が従前の年額（同法附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く）に達しない者については、この改定を行なわな

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八條 昭和四十三年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額（法律第百五十五号附則第三條の規定により同法による改正前の恩給法第六十五條ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第百五十五号附則第二十二條の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十一号）附則第二條の規定による加給の年額をいう。以下この条において同じ。）を除く）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く）に達しない者については、この改定を行なわな

2 前項の傷病年金を受ける者がこの法律施行後七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く）に達しない者については、この改定を行なわな

3 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第九條 昭和四十三年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替へるものとする。

3 附則第四條第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二條第三項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。

（職権改定）
第十條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十一條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第八十三号附則第十四條の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

第十二條 改正後の国民年金法第六十五條第四項及び第五項（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む）の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、

金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一一三、五〇〇円	一一三、八〇〇円
一一六、六〇〇円	一二七、二〇〇円
一一九、四〇〇円	一三〇、二〇〇円
一二三、二〇〇円	一三四、四〇〇円
一二五、五〇〇円	一三六、九〇〇円
一二九、九〇〇円	一四一、七〇〇円
一三六、二〇〇円	一四八、六〇〇円
一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円
一四九、三〇〇円	一六二、八〇〇円
一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円
一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円
一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円
一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円
一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円
一八九、三〇〇円	二〇六、五〇〇円
一九五、一〇〇円	二二一、九〇〇円
二〇〇、八〇〇円	二二九、〇〇〇円
二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円
二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円
二二一、七〇〇円	二四一、八〇〇円

二二九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円
二三八、五〇〇円	二六〇、二〇〇円
二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円
二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円
二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円
二七四、一〇〇円	二九九、〇〇〇円
二七八、〇〇〇円	三〇三、二〇〇円
二八九、二〇〇円	三一五、五〇〇円
三〇四、三〇〇円	三三一、九〇〇円
三二〇、九〇〇円	三五〇、〇〇〇円
三二九、三〇〇円	三五九、三〇〇円
三三七、四〇〇円	三六八、〇〇〇円
三四九、〇〇〇円	三八〇、八〇〇円
三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円
三七五、五〇〇円	四〇九、七〇〇円
三八五、三〇〇円	四二〇、四〇〇円
三九五、五〇〇円	四三一、四〇〇円
四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円
四三五、二〇〇円	四七四、七〇〇円
四四〇、三〇〇円	四八〇、四〇〇円
四五六、七〇〇円	四九八、二〇〇円
四八〇、〇〇〇円	五二三、七〇〇円
五〇三、一〇〇円	五四八、九〇〇円
五一七、四〇〇円	五六四、五〇〇円
五三一、四〇〇円	五七九、七〇〇円
五五九、六〇〇円	六一〇、四〇〇円

五八七、八〇〇円	六四一、三〇〇円
五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円
六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円
六四四、二〇〇円	七〇二、七〇〇円
六七二、四〇〇円	七三三、六〇〇円
七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円
七二八、二〇〇円	七八三、五〇〇円
七三七、一〇〇円	八〇四、一〇〇円
七七三、五〇〇円	八四三、八〇〇円
八一〇、三〇〇円	八八三、九〇〇円
八二八、七〇〇円	九〇四、一〇〇円
八四六、七〇〇円	九三三、六〇〇円
八八三、一〇〇円	九六三、四〇〇円
八九九、八〇〇円	九八一、六〇〇円
九一九、六〇〇円	一、〇〇三、二〇〇円
九五六、一〇〇円	一、〇四三、〇〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇八六、四〇〇円
一、〇一六、三〇〇円	一、一〇八、七〇〇円
一、〇三五、七〇〇円	一、一二九、八〇〇円
一、〇五六、〇〇〇円	一、一五二、〇〇〇円
一、〇七五、六〇〇円	一、一七三、四〇〇円
一、一一五、三〇〇円	一、二二六、七〇〇円
一、一五五、〇〇〇円	一、二六〇、〇〇〇円
一、一七四、六〇〇円	一、二八一、四〇〇円
一、一九四、八〇〇円	一、三〇三、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

		恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	三三六、二〇〇円		三六六、七〇〇円
	四〇一、九〇〇円		四三八、五〇〇円
	四六七、七〇〇円		五一〇、二〇〇円
	五四一、三〇〇円		五九〇、五〇〇円
	六一五、〇〇〇円		六七〇、九〇〇円
	六八九、〇〇〇円		七五一、七〇〇円
	七六二、七〇〇円		八三二、一〇〇円
	八三六、三〇〇円		九一二、四〇〇円
	九九七、七〇〇円		一、〇八八、四〇〇円
	一、〇四一、〇〇〇円		一、一三五、七〇〇円
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	一、〇八一、二〇〇円		一、一七九、五〇〇円
	一、一四〇、三〇〇円		一、二四三、九〇〇円
	一、二二三、三〇〇円		一、三二三、六〇〇円
	一、三二四、五〇〇円		一、四三四、〇〇〇円
	一、三八一、九〇〇円		一、五〇七、六〇〇円
	一、四八三、〇〇〇円		一、六一七、八〇〇円
	一、八五三、七〇〇円		二、〇二二、二〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
二四四、三〇〇円	二六六、五〇〇円

二五九、四〇〇円	二八三、〇〇〇円
二七四、五〇〇円	二九九、四〇〇円
三〇四、二〇〇円	三三一、八〇〇円
三三〇、三〇〇円	三四九、四〇〇円
三五六、八〇〇円	三八九、三〇〇円
三九二、〇〇〇円	四二七、七〇〇円
四三五、一〇〇円	四七四、六〇〇円
四四九、五〇〇円	四九〇、三〇〇円
五〇四、八〇〇円	五五〇、七〇〇円
五四〇、七〇〇円	五八九、八〇〇円
六一四、七〇〇円	六七〇、六〇〇円
六六八、六〇〇円	七二九、四〇〇円
六八一、六〇〇円	七四三、五〇〇円
七三七、八〇〇円	八〇四、八〇〇円
八二三、〇〇〇円	八九七、八〇〇円
八八三、五〇〇円	九六三、八〇〇円
九五七、〇〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
一、〇三七、三〇〇円	一、一三一、六〇〇円
一、一七六、六〇〇円	一、二一九、二〇〇円
一、一九八、三〇〇円	一、三〇七、三〇〇円
一、二二三、三〇〇円	一、三三三、六〇〇円
一、三二四、五〇〇円	一、四三四、〇〇〇円
一、三八一、九〇〇円	一、五〇七、六〇〇円
一、四八三、〇〇〇円	一、六一七、八〇〇円
一、八五三、七〇〇円	二、〇二二、二〇〇円

附則別表第四

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
二三、八〇〇円	八、八〇〇円	一五、五〇〇円
二七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一五、九〇〇円
三〇、二〇〇円	九、二〇〇円	一六、三〇〇円
三三、四〇〇円	九、五〇〇円	一六、八〇〇円
三六、九〇〇円	九、七〇〇円	一七、一〇〇円
四一、七〇〇円	一〇、一〇〇円	一七、七〇〇円
四八、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一八、五〇〇円
五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円
六二、八〇〇円	一一、六〇〇円	二〇、四〇〇円
七〇、二〇〇円	一二、〇〇〇円	二一、二〇〇円
七七、二〇〇円	一二、六〇〇円	二二、二〇〇円
八四、四〇〇円	一三、一〇〇円	二三、一〇〇円
八九、一〇〇円	一三、四〇〇円	二三、七〇〇円
九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
九九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	二四、八〇〇円
一〇六、五〇〇円	一四、六〇〇円	二五、八〇〇円
一一二、九〇〇円	一五、一〇〇円	二六、六〇〇円
一二九、〇〇〇円	一五、五〇〇円	二七、四〇〇円
一二六、三〇〇円	一六、一〇〇円	二八、三〇〇円
一三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
一四一、八〇〇円	一七、一〇〇円	三〇、二〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一七、七〇〇円	三一、二〇〇円
一六〇、二〇〇円	一八、四〇〇円	三二、五〇〇円
一六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円

二七四、八〇〇円	一九、五〇〇円	三四、四〇〇円
二八二、八〇〇円	二〇、一〇〇円	三五、四〇〇円
二九九、〇〇〇円	二一、二〇〇円	三七、四〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
三一五、五〇〇円	二二、三〇〇円	三九、四〇〇円
三三一、九〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円
三五〇、〇〇〇円	二四、八〇〇円	四三、八〇〇円
三五九、三〇〇円	二五、四〇〇円	四四、九〇〇円
三六八、〇〇〇円	二六、一〇〇円	四六、〇〇〇円
三八〇、八〇〇円	二六、九〇〇円	四七、六〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
四〇九、七〇〇円	二九、〇〇〇円	五一、二〇〇円
四二〇、四〇〇円	二九、七〇〇円	五二、五〇〇円
四三一、四〇〇円	三〇、六〇〇円	五三、九〇〇円
四五三、〇〇〇円	三二、一〇〇円	五六、六〇〇円
四七四、七〇〇円	三三、六〇〇円	五九、四〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
四九八、二〇〇円	三五、三〇〇円	六二、三〇〇円
五二三、七〇〇円	三七、一〇〇円	六五、四〇〇円
五四八、九〇〇円	三八、九〇〇円	六八、六〇〇円
五六四、五〇〇円	四〇、〇〇〇円	七〇、五〇〇円
五七九、七〇〇円	四一、一〇〇円	七二、五〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
六四一、三〇〇円	四五、四〇〇円	八〇、一〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六七一、九〇〇円	四七、六〇〇円	八四、〇〇〇円

七〇二、七〇〇円	四九、八〇〇円	八七、九〇〇円
七三三、六〇〇円	五一、九〇〇円	九一、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
七八三、五〇〇円	五五、五〇〇円	九七、九〇〇円
八〇四、一〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円
八四三、八〇〇円	五九、八〇〇円	一〇五、五〇〇円
八八三、九〇〇円	六二、六〇〇円	一一〇、五〇〇円
九〇四、一〇〇円	六四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円
九二三、六〇〇円	六五、五〇〇円	一一五、五〇〇円
九六三、四〇〇円	六八、二〇〇円	一二〇、四〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一二二、七〇〇円
一、〇〇三、二〇〇円	七一、一〇〇円	一二五、四〇〇円
一、〇四三、〇〇〇円	七三、九〇〇円	一三〇、四〇〇円
一、〇八六、四〇〇円	七六、九〇〇円	一三五、八〇〇円
一、一〇八、七〇〇円	七八、五〇〇円	一三八、六〇〇円
一、一二九、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	一四一、二〇〇円
一、一五二、〇〇〇円	八一、六〇〇円	一四四、〇〇〇円
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
一、二一六、七〇〇円	八六、二〇〇円	一五二、一〇〇円
一、二六〇、〇〇〇円	八九、三〇〇円	一五七、五〇〇円
一、二八一、四〇〇円	九〇、七〇〇円	一六〇、一〇〇円
一、三〇三、四〇〇円	九二、四〇〇円	一六三、〇〇〇円

仮定俸給年額が一三三、八〇〇円未満の場合又は一、三〇三、四〇〇円をこえる場合においては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百三十五を乗じて得た額（その額に、五十円未満

の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

附則別表第五

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
三六六、七〇〇円	二六、〇〇〇円	四五、九〇〇円
四三八、五〇〇円	三一、〇〇〇円	五四、八〇〇円
五一〇、二〇〇円	三六、二〇〇円	六三、八〇〇円
五九〇、五〇〇円	四一、八〇〇円	七三、八〇〇円
六七〇、九〇〇円	四七、五〇〇円	八三、九〇〇円
七五一、七〇〇円	五三、二〇〇円	九三、九〇〇円
八三一、一〇〇円	五八、九〇〇円	一〇四、〇〇〇円
九一二、四〇〇円	六四、六〇〇円	一一四、〇〇〇円
一、〇八八、四〇〇円	七七、一〇〇円	一二六、一〇〇円
一、一三五、七〇〇円	八〇、四〇〇円	一四一、九〇〇円
一、一七九、五〇〇円	八三、五〇〇円	一四七、四〇〇円
一、二四三、九〇〇円	八八、一〇〇円	一五五、五〇〇円
一、三三三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一、五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円
一、六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	二〇二、三〇〇円
二、〇二二、二〇〇円	一四三、三〇〇円	二五一、八〇〇円

附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
二六六、五〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二八三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三五、三〇〇円
二九四、四〇〇円	二二、二〇〇円	三七、四〇〇円
三三一、八〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円

三四九、四〇〇円	二四、八〇〇円	四三、七〇〇円
三八九、三〇〇円	二七、六〇〇円	四八、六〇〇円
四二七、七〇〇円	三〇、三〇〇円	五三、四〇〇円
四七四、六〇〇円	三三、六〇〇円	五九、三〇〇円
四九〇、三〇〇円	三四、八〇〇円	六一、三〇〇円
五五〇、七〇〇円	三九、〇〇〇円	六八、八〇〇円
五八九、八〇〇円	四一、八〇〇円	七三、七〇〇円
六七〇、六〇〇円	四七、五〇〇円	八三、八〇〇円
七二九、四〇〇円	五一、六〇〇円	九一、一〇〇円
七四三、五〇〇円	五二、七〇〇円	九三、〇〇〇円
八〇四、八〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、六〇〇円
八九七、八〇〇円	六三、六〇〇円	一一二、三〇〇円
九六三、八〇〇円	六八、三〇〇円	一二〇、五〇〇円
一、〇四四、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	一三〇、五〇〇円
一、一三一、六〇〇円	八〇、二〇〇円	一四一、五〇〇円
一、二一九、二〇〇円	八六、四〇〇円	一五一、四〇〇円
一、三〇七、三〇〇円	九二、六〇〇円	一六三、四〇〇円
一、三二三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一、五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円
一、六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	二〇二、三〇〇円
二、〇二三、二〇〇円	一四三、三〇〇円	二五二、八〇〇円

附則別表第七

(イ) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円

五八五、六〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円
五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三五九、五〇〇円	四三一、四〇〇円	四六二、〇〇〇円	四八五、三〇〇円
三三三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
二六二、九〇〇円	三二五、五〇〇円	三三七、八〇〇円	三五四、九〇〇円
二五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三三四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二三五、七〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円	三二八、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円	三〇九、二〇〇円
二二二、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九九、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一七二、一〇〇円	二〇六、五〇〇円	二二一、一〇〇円	二三三、三〇〇円
一六五、八〇〇円	一九九、〇〇〇円	二二三、一〇〇円	二三三、八〇〇円
一六一、四〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円	二二七、九〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円	二二二、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
九三、四五七円	一一二、一七八円	一二〇、〇九六円	一二六、一四四円

(ロ) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円
五八五、六〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円

五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三三三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
三〇六、七〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九四、一〇〇円	四一四、〇〇〇円
二五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三三四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二三五、七〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円	三二八、二〇〇円
二二二、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九九、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円	二八一、二〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一八八、六〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円	二五四、六〇〇円
一七七、四〇〇円	二二二、九〇〇円	二二八、〇〇〇円	二三九、五〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円	二二二、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
五六、〇三一元	六七、二五五円	七二、〇二二円	七五、六二八円

理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給年額について所要の是正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中中国務大臣 ただいま議題となりました總理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

改正点の第一は、沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務を、總理府の付屬機関であります日本府南方連絡事務所の所掌

事務に追加し、これに伴い、同事務所の名称を日本府南方連絡事務所と改めるものであります。

これは、昨年十一月ワシントンで行なわれた日米首脳会議におきまして、沖縄の本土復帰に備え、本土と沖縄との社会経済体制の一体化の促進及び住民福祉の増進のため、高等弁務官に対し、勧告し助言することとを任務とする諮問委員会を那覇に設置することとなったのであります。

これと同時に、那覇の日本府南方連絡事務所の機能を拡大し、高等弁務官及び米国民政府と共通の関心事項につきまして協議することができるよう同意されたのであります。

このような措置をとることと相なりました趣旨

は、沖縄とその住民に関する諸問題の解決につき日米両国政府の協力体制をより一そう緊密化し、沖縄現地において解決することが適当な事項について、より迅速かつ円滑に処理することができるようにならうといたすこととを旨といたす。

このため、従来米国民政府との連絡に関する事務が主たるものであります日本府南方連絡事務所の所掌事務に、米国民政府機関との協議に関する事務を新たに加えることとし、この事務が外交事務に属するので、その執行については外務大臣が指揮監督を行なうことといたしました。同時に、同事務所の名称を新しい所掌事務に相応するよう日本府南方連絡事務所と改称すること等所要の改正をいたしましたのであります。

第二は、總理府の付屬機関として、さきに設置期限の経過いたしました同和対策協議会を再び設置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十一日までとするものといたします。

同和対策協議会は、同和対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議することを目的として、去る昭和四十一年四月一日に總理府の付屬機関として設けられたものでございますが、その設置期限は、昭和四十三年三月三十一日までとされてきたところでございます。

同協議会は、昭和四十一年八月に行なわれました同和対策審議会の答申の趣旨に沿って設けられ、同和対策に関する長期計画の策定とその円滑な実施をはかるために、総会、部会等を合わせ約五十回にわたって開催するとともに、昨年、政府の行ないました全国の同和地区を対象とする実態調査に協力する等熱心かつ慎重な審議を行なつてまいりましたのでございます。

特に、昨年二月には、中間的な意見書といたしまして「同和対策長期計画の策定方針に関する意見」が提出され、長期計画についての基本的方針を明らかにいたしましたことにも、現在、同和対策の推進に関する法律制定の問題等関係行政機関相互の連絡を要するものに関する基本的事項の調

査審議に当たつてまいりましたのでございます。

同協議会は、昭和四十二年度中にこれらの調査審議の結果をまとめるべく鋭意努力してまいつたのでございますが、これが結論を得るためには、なおしばらくの期間を要すること等の実情にかんがみまして、さらには、同協議会の要望をも考慮いたしまして、調査審議の期間として、新たに、二カ年の期間を充てることが適当であると認めるものであります。

このような事情によりまして、再び同和対策協議会を設置し、その設置期限を昭和四十五年三月三十一日までとすることが必要であると考へる次第でございます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置は、恩給年額の増額であります。

恩給年額につきましては、一昨年十一月恩給審議会から、当面恩給の増額は、緊急に措置するものが適当であるとの中間答申がなされました。政府といたしましては、この答申の御趣旨を尊重するとともに、六十五歳以上の高齢者、妻子である遺族、傷病者の置かれております立場を考慮いたしまして、昭和四十二年法律第八十三号により、昭和四十年に改定せられました普通恩給及び扶助料の年額を、その受給者の年齢に応じ、七十歳以上の者については二八・五％、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻及び子については二〇％、六十五歳未満の者については、妻及び子を除き一〇％の増額を行なうこととし、また、公務傷病者にかかる恩給につきましては、増加恩給及び七十歳以上の者が受ける傷病年金については二八・五％、七十歳未満の者が受ける傷病年金については二〇％の増額を行ない、昭和四十二年

十月から実施したのでございます。

しかしながら、最近の経済情勢にかんがみ、昭和四十三年度も恩給年額の改善を行なうのが適当と考へまして、昭和四十年法律第八十二号により改定せられました恩給年額に対する昨年の増額率二・八・五のものをについては三五％に、二〇％のものについては二・八・五％に、一〇％のものについては二〇％に、その増額率をそれぞれ修正いたしました。恩給年額の増額を行なうこととし、昭和四十三年十月から実施いたそうとするものでございます。右の措置のほか、恩給年額の増額措置に伴いまして普通恩給についての多額所得者に対する恩給停止基準を改めますとともに、その他所要の改正をいたすこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをひとえにお願い申し上げます。

○三池委員長 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。稲村隆一君。

○稲村(隆)委員 この問題は内閣委員会でも二、三度問題になったと思ひますが、皇室典範と憲法との問題について政府並びに宮内庁当局の見解をお聞きしたいのです。

というのは、私は何もいまここで皇室典範を持ち出して憲法上の問題の理論をもてあそばさう、こういうのじゃないのです。しかし皇室典範と憲法のことをいろいろ研究してみますと、万一場合、憲法の運営の上に重大な支障を来たす問題が存在していると思ひ思ふのです。

そこであえてお尋ねするのですが、皇室典範の第一条において、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と、こうなっておりますが、これは明らかに帝国憲法時代の皇室典範の考え方を残そうとする一部の学者の方、あるいは

宮内庁方面にもあったかもしれないが、その人たちの強いお考えによつて私はこういうのが残つたと思ひますが、これは私は明瞭に憲法第十四条の精神に背馳すると思ひます。違反とか何とかというところは言わないけれども……むろん人間の歴史を見て、古い文化がなければ新しい文化はない。古い文化の発展が新しい文化なんだから、あらゆる制度において、法律において、その国独自の慣習、制度をできるだけ残すということは私は必要だと思ひます。しかし、これはあくまでも発展させなければならぬ。古い文化はそのまま古い文化としておくのじゃなくして、古い文化を常に人間の進歩とともにそれに適応するように発展させることが必要だと思ひます。

そこで、新憲法においては天皇の地位は第一条において明白に規定されております。そういう場合において、古い制度の上にやはり新しい人民主権の精神というものを取り入れなければならぬ。そういう意味において世襲制度であるから、そこで憲法第十四条の規定が世襲制度においては適応することを考慮する必要があるという議論は、私は根本から間違ひであると思ひます。法理論としてはどうかかわからないけれども、成り立つつかある、だから私はこの点を改正する必要があるかどうか、政府並びに宮内庁当局にお尋ねしておきたい、こう思ひ思ふのであります。

○田中(国務大臣) ただいまの御意見に對しまして、私もたゞただいままで考へております考へ方を申し述べますと、憲法第十四条におきまして、新憲法は平等の原則を打ち立てておりますが、同時にまたそれに対します一つの特例とも申すべき意味におきまして、第二条におきまして皇位の世襲を申してある、こういう関係に立つと存じます。そしてまた皇位の世襲の問題につきましては、皇胤をたつと男系の男子が皇位を継がれるのがわが国の伝統の考へ方であらう、こういうふう考へておる次第でございます。ことに現在皇太子殿下をはじめとしたしまして多数の男子の

方々もおられるわけでございます。ただいま先生の御意見といたしましては拝聴をいたしておりますが、今日まで政府の考へてまいりました考へ方と申しますものは、大体たゞいま申し上げたような姿であるわけでありまして、

○稲村(隆)委員 日本の歴史とか伝統とかいうことになれば議論がいろいろありますから、おのおの考へ方がありますから……日本の歴史からいっても八人の女帝がおりでいる。私は女帝論者でも何でもありません。しかし、今日皇族の数が非常に少ない。それから一つの制度というものは、万一の場合を考慮して制定するのが当然なんです。現実的にはかりにあり得ないとしても、将来万一の場合にあり得ることがあるのです。そこで、もし皇室及び皇族に男子がなかつた場合、一体どうするか、男子がかりにあられても逝去される場合もある、そういう場合はどうするか、そういうことを私はお尋ねする。これは架空の問題かもしれないけれども、現実的にはあり得ることですから。特に皇族の数が非常に少ない今日においてそういうことはあり得る。過去の日本の歴史においてもそういうことがあつたんですから、そういう意味においてそういう場合どうしますか。もし、皇室及び皇族に男子があられない場合、一体どうするつもりですか。その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○田中(国務大臣) いろいろと將來をおもんばかつての御配慮に對しまして、深く敬意を表する次第でございますが、將來の問題といたしましては、あるいはさうなことを検討しなければならぬ場合があるかもしれないが、そのときには、わが皇室の伝統と国民感情とを考慮いたしまして検討をすればよいのではないかと。現在の時点におきまして、現行の皇室典範を特に改める必要はないというふうな見解のもとにたゞいま立つておる次第であります。

○稲村(隆)委員 ですから、私が前に言つたとおり、あらゆる制度を制定する場合には万一の場合を考慮してやらなければならぬといふことを言っておるわけです。それを無理に男系の男子でなければならぬといふこと、どうしてそういうふうな規定をしたかということ。いろいろな歴史的な事情があつたでしょうが、その点いろいろ学者の間に議論があつた。現に女帝を認めるべきでないかというふうな議論が當時の国会においては大半の議論であつた。私最初出ておりませんでしたが、大半の議論であつた。こういうことなんです。学者の間でも議論があつた。宮澤博士のごときは、どうしてこういうことをきめたんだらうというふうなことを自分の著書に書いております。そういう点に對して無理に、現実にはそういう心配がないからといって、男系の男子でなければ皇位継承の権利がないなんという規定をしたことは非常に危険じゃないか。これは即刻改正すべきである。御存じのように、皇室典範は旧憲法と違つて国会において自由に改正できるんですから、そういう点で、宮内庁ではどういふふうにお考へになつておりますか。そういう政治的な問題をあまりあなたにお考へさせるのはお気の毒なんですけれども、私は、こういう男系の男子でなければ皇位継承権がないという第一条の規定をされるにあつて、宮内庁方面の意向がずいぶん大きく作用したんじゃないか、こう考へております。

○瓜生政府委員 男系の男子が皇位を継がれるという皇室典範の規定、これは私もそのきめられた當時のこともいろいろ聞いておりますが、要するに皇位は世襲であるというふうに憲法第二条で書いてあります。では世襲といふ場合に、いままでの伝統的な世襲のなかり方がどうであつたかといふような点を検討された方がどうであります。そうしますと、原則には男系の男子である。しかし男系の男子となつておりますけれども、たとえば、ちやうどあと継ぎされる方が非常に小さいとかいうような特別な事情があつた場合に、臨時に女子の方がなつておられますが、ずっと見ますと男系の女子、ある天皇さんのお子さんとかその系統の方が皇后さんになつておられたり、あるいはまたいろいろそういう関係の方が継いでおられる場合がある、これが例になつております。それで男系とい

る点は動いておられないわけです。しかし、男系の男子になりますと、歴史上男系の女子というのもあり得ますから、場合によってはそういうことも絶対排除していかねばならないんじゃないかと、そういう点もあるわけであり得ます。しかし、そういう場合も、男系で男子の方がどうしてもない場合の例外的な御措置であり得ますというように、また、外国の英国あたりの例を見ましても、あそこは女帝の制度を認めておられますが、やはり男系の男子の方と女子の方で同視等、たとえばごきょううだとかいう場合は、男子の方がおられれば男子の方が小さくても皇位を継がれるというので、ほんとうの平等でもないわけであり得ます。その当時の状況から見ても、一方男系の男子の皇位継承権者が相当おおいになる。現在でいいますと、皇太子殿下、それに次いで清宮さん、それから礼宮さん、常陸宮さん、高松宮さん、三笠宮さん、三笠宮さんに男の親王の方が三方おられます。そういうように現在では相当おおいになりますから、特に先生がおっしゃいますようなことは、現在ではあまり不安がないというふうなことです。しかし将来にわたって先生がおっしゃるような場合があれば、これはやっぱり検討をすべきことであるかもしれない、こう思っておられるわけで、現在ではその必要がないというふうに考えておられます。

○稲村(隆)委員 私、さっき言ったとおり、男子とか女子とかいうことはあまり問題にしていないのではありません。もしも男子の方がおありにならぬときに一体どうするか。だから万一のことを考えて、そういうことを区別しないで、新憲法の精神にのっとって、女子も皇位継承権があるように皇室典範を改正したらどうかという意見なんです。

もう一つ、私が重大な問題をここで提起したいのは、もし皇室、皇族に男子がない場合、これも仮定の問題だがあり得ることなんだから、天皇が突如として崩御された場合にどうするか。天皇の国事行為ができなくなるから、そこで憲法の運営

が不可能になりますよ。そういう重大な問題が出てくるとも限らない、現在ではむしろそういう心配はないけれども、しかし、憲法の精神というものは、長い間の歴史によるもので、厳密にはその国独特の憲法なんかありはしない。これは長い間人類があらゆる暴君の圧制と戦ってつくり上げた憲法で、その共通のものは、憲法には必ずあるのです。人民主権の憲法はかりに世の中が変わっても資本主義社会から社会主義になったと仮定しても、この人民の戦いの過程からかちとった憲法の精神というものは永遠不滅なんです。いろいろ変わるけれども、いろいろ憲法は発展していき、憲法を改正するとか改正しないとかいう議論が出てくる、あらゆる制度は、古いものから発展していつてくる。そういう意味で私は、この憲法の永遠の精神に立つて申し上げる。その憲法には、常に世界共通の問題がひろくある。共通のものが多い憲法だ。しかし、その国のいろいろな特殊事情によつて、たとえば日本には天皇が象徴として存在している。第一条において、天皇は明瞭に——日本の人民主権の、世界で一番民主主義的憲法だといわれる憲法のもとにおいても、天皇は象徴としてちゃんととりっぱに存在している。そういうときに私は、この憲法の永遠の発展というものを考えて、その憲法を制定するときは、新しい時代と常に背馳しないように、こういうものをつくる人は、いかに慎重に検討しておかなければならない、そういう意味から私は言っている。そういう場合、どうするか。もし、皇室、皇族に男子がなく、しかも天皇が突如として崩御された場合、どうするか。そんなことはあとのことだから、どうでもいいと笑う人があるけれども、笑う人が間違っている。そういう場合には、憲法の運営はできなくなってしまうんじゃないですか。これに対してどうですか、総務長官。政府としてどういう考え方を持っておりますか。こういう場合もあり得るのですよ。重大問題ですよ、これは。

○田中(大)大臣 将来のあらゆる問題を想定して、ここに典範を十分に整備しておこうというお考えのほどはよくわかる次第でございます。そういうふうな御高見も十分承りまして、また今後政府としても考えてまいりたい、かように考えております。

○稲村(隆)委員 受田委員があとでまた詳しくお尋ねする所であり得ますから、私はこのくらいでやめますけれども、この皇室典範は、私ははつきり申し上げますが、古い皇室典範をそのまま残そうとしたから、こういうことになったのであつて、いま私が言ったように、皇室、皇族に男子がおありにならず、女子のみになり、しかも天皇が突如として崩御された場合においては、国会の召集すら不可能である。こういうふうな不意な皇室典範を、あくまでも、これは間違いないと言つて、改正もしないでほうほうておくというところは、将来重大な禍根を残すということを申し上げておきます。

私の質問は、あとで受田委員からいろいろこまかいお尋ねがあると思ひますから、これだけで終わりたいと思つておられますが、総務長官におかれましては、これは重大な憲法上の問題ですから、よく総理大臣その他とも打ち合わせの上、こういう問題は明確にやはり考えを決定しておくことが必要だと思ひ。ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

○三池委員長 受田新吉君。

○受田委員 それでは、目下審議中の皇室経済法に關係した質問を続行させていただきます。

この前、総務長官の御苦勞を願わなければ解決のできない問題がありましたので、これをばさみながらお尋ねをしたと思ひます。また、総務長官には御病氣のまだ完全になおっておられない段階でたいへん御苦勞さまでですが、國務のためにぜひいとおからだを大事にされて、あまりお疲れでししたらいつでも退席していただいてけっこうです。

この皇室關係の問題の中に、いま稲村委員からお尋ねになったようにございしますが、私がすでに十数年前から問題を提起している事項があります。これは決してゆめおろそかにできない國の基本的な問題として、きょうは総務長官に、また法規的には法制局長官に、あるいは宮内庁長官にお尋ねをして、御所信を承りたいと思ひます。

皇室典範という法律は、昔のように、國權を重んじ國法に従いという、当時の憲法と同格にあつた地位から、法律事項となりまして、政府が御提案になつてもよろしいし、国会でこれを提案してもいいというふうな形になつていくわけです。したがつて、非常に民主的な法律ということができる。ところが、その中に盛られておる規定の中には、旧憲法の精神をそのまま踏襲してあるところが大半である。新時代に即応する規定として当然改めてほしいところがそのままになつていくという点、これは稲村委員が指摘されたことにも關係しますが、私なりにひとつあらためてお伺ひします。

この近代國家で、特に西歐民主主義諸國家におきましては、イギリスのように女系の女子が王位繼承權を持つ國もあれば、オランダのような國もある。むしろ女王が治めるときは、ピクトリア女王などではしばしば英國でたたえられていくことである。——いまのエリザベス女王のときにはちよつとおかしなことになるようにございしますが……。いずれにしても、女王という存在は非常に意義がある。

わが國におきまして、三十三代の推古天皇から三十五代の皇極天皇——それが三十六代を越えて三十七代には齊明天皇として重祚されている。それから天武、持統、文武といつて、四十三代に元明天皇が女帝の御身をもつて奈良朝を始められた。次いで女帝の元正天皇があらわれる。そのあとで仏教を盛んにした聖武天皇という男性が一人あらわれるが、引き続き孝謙天皇も女性の天皇であられる。淳仁天皇を飛んでまた称徳天皇が重祚された。奈良七代七十年間の治世は、「青丹よし奈良の都は咲く花のにおりがごとくいま盛りな

り」といわれて、奈良のあの平和な明るい時代が後世にもたええられている。その七代の中の四代までは女帝であった。これが日本の特色ですね。そして徳川時代に入っても、後水尾天皇が徳川幕府の横暴を嘆いて、「葦原よしげらばしげれおのがままたも道ある世にあらばこそ」と嘆きたもつて、そのあとに皇女明正天皇が皇位につかれた。これが百九代です。それから徳川末期に至っても後桜町天皇というお若いお嬢さんの天皇がおつぎになられた。日本の歴史を見ても、八人の女性の天皇がおいでになる。そしてその女性の天皇がおられるときは必ず対立抗争を避けて平和であつた。皇祖天照大神も女の神さまであつた。これはもう記紀の伝説の説くところによつてもきめてはつきりしてゐる。これは別に女なしでは夜も明けぬ国という意味とは違つて、女性がおられるとそこに潤いがある、どこかに対立抗争を避けて平和な国づくりができるという伝統が日本にもあると思ふのです。それを明治憲法と同じように男系の男子で皇位継承権が踏襲されているところと問題があると思ふ。これはこのあたりでひとつ近代的国家として国民の象徴として天皇御一家であるという時代になれば、男女同権の新憲法及び民法の精神からいつても女帝の出現を期待させていたかような時世ではないか。女系の女子とまでいかなうても男系の女子は皇位継承権が存在するという形にこのあたりで切りかえる時期が来ると。歴史のよつてくるところ、諸外国の平和な明るい国づくりをしている国の女帝の存在とをあわせて、これを古今に通じて誤まらず、これを中外に施してもとらずという、中外から見ても、古今を通じて見ても、女帝の存在は非常に意義があると思ふのでございますが、大臣の御見解をひとつ伺います。

○田中中国務大臣 受田先生がお越しになります前に、稲村先生からこの女帝論に対して政府の考え方はどうかというお尋ねがありましたので、大体今日までの政府としての見方、考え方を一応申し上げた次第でございます。それは重複いたしますが、憲法第十四条で男女の同権ということは唱えられておりますが、その特例的な意味におきまして第二条の皇位継承の問題が出ています。しかも、それは男系の男子というたてまえをとっているというこの今日の皇位継承といふものが、皇族に對しては、また皇位に對しては諸規定といつたしまして、私はまだまだ不備な点も多々あるのではないかと考へる次第でございます。ただいまお話しのような女性の皇位継承という問題等々の歴史的な考証をおあげいただきました受田先生の御高見に對しては、深く御注意と申します。同時に、いろいろお考えのほどをありがたく存すると同時に、われわれ政府といつたしましても、これは十分にいろいろと今後ともに研究もした考へていかなうてはならない、かように存する次第でございます。

○受田委員 私がいま指摘しましたことは、歴史的な誘因、そして日本と親しくおつき合ひをしておる国々の女王の存在、いろいろな観点から、いま御指摘になつた憲法の精神、新民法の精神、このういものを皇位継承に生かすべきであるが、ただ単に憲法の精神とかあるいは民法の精神だけでは、歴史的な事実になつた立場からの理由を、いま私、開陳したわけでございますが、男系の男子とせざるを得ない理由をちよつともう一度明らかにしたい。

○田中中国務大臣 この皇位を男系の男子として原則的にきめ、またその間に歴史上女帝もいろいろあられたわけでございますが、しかし御皇位の今日までのあり方が伝統的にさういふふうな姿になつておるといふ以外に強い私から主張を申し上げるだけの材料を持つておらない次第でございます。ひとつ宮内庁のほうの御見解もあると存じますので、そちらのほうからお答えをいただきます。

○瓜生政府委員 この男系の男子が皇位を継がれるというところが国の皇位世襲のなまり方の伝統的な原則であるといふことで、そのことが皇位に書かれたものと思ひます。しかし、先生が

おつしやいますように、ごくわずかではございませうが、臨時に例外的に男系の女子の方が皇位につかれておる過去の歴史もございしますので、それを全然無視していかうか、そこには疑問はあるわけですね。しかし、私の想像ですが、皇位継承をきめられるその際においても、男系の男子の方が数方もおられまして、特に臨時例外的に女子の方が皇位につかれなければいけないようなことが近い将来にすぐ予想されなかつたことで、それで結局原則をそこに書かれたものと思ふわけでありませう。将来やはりその原則だけであつて、臨時例外的な、女子の方がおつきにならないければならぬ、男子の方がおつきにならないというふうなことが予想されるようなことがあれば、さういふ場合に皇位をまた改正すればいいというふうなことがあつたのではないかと、さういふふうに私は推察いたしてあります。

○受田委員 原則といふのはどこから出たか、つまり明治憲法を原則にされたといふことですか。

○瓜生政府委員 これはずっと日本の皇室の歴史でありまして、奈良朝時代に女帝の方が多うございませうけれども、それもそのときにちよつと男子の方で皇位につかれる適当な方がなかつた、非常にお小いといふか、さういふ特別の理由で例外的にさういふ方がおつきになつたわけでありませう。やはり男子の方で適当な方がある場合においては常に男子の方が皇位につかれた、さういふ歴史的な伝統といふものを基礎にしてさういふふうにきめられたものと思ひます。

○受田委員 奈良朝時代でも皇伯叔父という方々が全部おられる。だからそちらに男系であればいいべきですね。それを皇女子に皇位を継承されたといふのは、便宜的なものではなうてやはり女性を尊重するといふ氣風があつたと思ふのです。その皇位継承ですが、昔は不文律としてさういふものがあつたのかどうか。女性は皇位につけないといふことがあつたのかどうか。つまり原則といふのは歴史を流れているといふことをいま仰せられたいと思ひますが、その原則の中に例外

を認めるという規定が、現に原則を不文律とされたとしても例外が事実たくさん出ております。八例にわたつてございませう。それを新憲法のもとにできた皇室典範がなぜ拒否をしたかといふこと。もう一つは、明治の皇室典範には皇嫡子、皇庶子とが並べてある。皇庶子が皇位を継承するのは「皇嫡子孫皆在ラサルトキニ」といふことが書いてある。この皇嫡子と皇庶子という旧皇室典範の規定は、やはり嫡子、庶子といふことを含めた意味の男系の男子かどうか、これとあわせて御答弁願ひます。

○瓜生政府委員 皇嫡子、皇庶子の問題でございますが、私の聞いておるところでは、新しい皇室典範の場合には、皇庶子はたしか予想してなかつたのではないかと申します。やはり正式の結婚といふのはお一人の配偶者といふ考えからきていふように思ひます。これは私、専門でないのちよつとこまかいことは浮かんできませんが、さういふように記憶いたします。

○受田委員 法制局長に伺ひますが、皇嫡子、皇庶子を含む意味の男系の男子といふ意味がどうか、法律的な解釈で御答弁願ひます。

○吉岡（一）政府委員 この点は皇室典範が制定せられたとき第九十一回帝國議會におきまして當時の金森國務大臣が説明をいたしておりましたが、旧憲法時代の旧皇室典範と新しい憲法のもとにおきまして皇室典範におきまして、皇位継承の資格者については今後はできるだけ嫡男系、嫡出に限定することになつております。皇位そのものの永続性といふことを念頭に置いて考えますならば嫡出者以外にもその範囲を認めることに一応理由はあります。しかし、新憲法になりました道徳的判斷といふものが漸次変遷してまいつた現在の段階においては、嫡出者としからざる者、つまり嫡出者、庶出者との間に相当大きな変化を加えるといふことは、當然のことではないかといふやうなことで、一方においては皇位の永続性と申しますか永久性と申しますか、他方においては世の中における道義的な判斷といふものを折衷して、

新皇室典範におきましては旧皇室典範と違ひまして嫡出者に限つたという説明をしております。おそれるようなところがこの皇室典範の現在の規定の趣旨であらうと存じます。

○受田委員 この規定だけからいへば、それは趣旨の説明の中にあつたのであつて、法律的には嫡出子と庶子と區別してないですね。法律的な解釈から御答弁願ひたい。嫡出子に限るということとはどこに法律的にうたつてあるかということですが。

○吉國(一)政府委員 現行法の第六條の「親王・内親王・王・女王」に関する規定がございまして、「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、」云々という規定がございまして、皇族に属せられる方は嫡出系、嫡男系嫡出のみに限定されております。したがういまして、第一條で「皇位繼承の資格」として、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する。」という規定ももちろん皇族に限るわけがございまして、皇族になられる範囲が嫡出に限定されておるといふことであらうと思ひます。

○受田委員 そうしますと、そこに嫡出嫡男子という規定がある。この規定は皇位繼承のところにないですね。皇位繼承権のところからうたつてないです。これは名称を言うておるのであつて、皇位繼承権の範囲は嫡出に限るとどこに書いてありますか。

○吉國(一)政府委員 第一條は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する。」とございまして。それから第二條に「皇位繼承の順序」の規定がございまして、第二條の第一項でございまして、「皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。」といたしまして、第一号に「皇長子」、第二号に「皇長孫」、以下第七号まで規定がございまして。二項、三項でそれを補う規定がございまして、ここで皇族に伝えるということが規定してございまして。皇族は、先ほど申し上げました第六條で嫡出ということが限定せられておるわけがございまして、皇位を繼承せられる方は嫡

出に限るということに相なると思ひます。

○受田委員 そうすると、うしろのほうの規定を前にさかのほつて適用するといふ解釈になるわけですね。初め嫡の字をうたわなくてもおしまひにあることでそれがいくといふ解釈に立つわけですか。それでいいのですか。

○吉國(一)政府委員 そのとおりでございまして。○受田委員 そうしますと、皇族子のお子さんはどういふかっこうで扱われることになるのですか。あり得ないといふ解釈するわけかどうかです。

○吉國(一)政府委員 かりにそういう方がお生まれないといふことになると思ひます。○受田委員 したがつて、皇族の特権も全然ないので、庶民よりも不幸な存在になるということですね。

○吉國(一)政府委員 その方は一般の国民と全く同じ地位にお立ちになるといふことであると思ひます。○受田委員 そうしますと、皇族に与えられたる財政上の措置といふものも全然ないわけだ。財政上の措置のない皇族子にだれがお世話するといふことになるわけですか。典範は皇族子を否定しておる。そしてその保護の規定もない。もし皇族子が今後あらわれたとしたらまことに哀れなる御存在になるということじゃないですか。人道上の問題です。

○吉國(一)政府委員 皇族にはおなりになりませんけれども、その方はおとうさまもおかあさまもおいでになるわけがございまして、その關係につきましましては、おそらく民法の一般の規定が適用になりまして、その父上あるいは母上であられる皇族あるいは嫡出であられるごきょうだいの皇族がおられるわけがございまして。その間に扶養といふような關係も起つてくる、それによつて十分一般国民と同様に社会生活を維持しておいでになることが出来ることになると思ひます。

○受田委員 それでは、そこはそれぐらいにしておきまして、次は皇族の範囲でございしますが、い

ま三笠宮さまにお三人の親王がおられる。また皇太子明仁親王にもお二人おられる。つまり天皇のお孫さんまでは親王、それから曾孫の方から以後は王と稱せられるわけがございまして、王またはその王の次のまた王といふことになる、たゞさんの王、女王がおでになる。そういうときに、皇族があまりに多くなると、國家がその御負担をしなければならぬといふことになるわけがございまして。皇族の範囲といふものがある程度制約して、皇位繼承権を持たれる周辺の方だけを皇族とするようにして、自由に皇族の身分を離脱できるように規定をどこかへ設けておく。もちろん皇族會議でそういう措置がされるといひまして、何らかの規定を典範に定めておくほうがよいと思ひます。それぞれの親王以下の皇族に対して國家がその保障をして差し上げる經費がずばらにどんどんふえてくるということでは、皇室に対する國民の尊敬といふものにもひびが入る危険が將來あると私は思ひます。このあたりで、その皇室の範囲をある程度制約する規定を設けるべきじゃないかと思ひます。

○瓜生政府委員 その点は、皇室典範の第十一條によりまして、「年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。」という規定がございまして、またその第二項に、「親王(皇太子及び皇太孫を除く)、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。」という規定がございまして、前のほうは、王になられた方でありまして、そのときの状況によつて御自分の御意思に基き、皇室會議の議にはかかりませんけれども、皇族の身分を離れることが出来るというので、そのときの事情で皇族を離れられることが出来るわけがございまして。次は親王まで含んでおられますが、親王、内親王、王、女王は、前項の場合のほかやむを得ない特別の事由があるときは、御本人の意思の有無にかかわらず、皇室會議の議によつて皇族の身分を離れるといふ

ことでございまして、いまおつしやいましたような、そういう事情のできた場合にはこの条文の活用があることと思ひまして、調節の可能はあると存じております。

○受田委員 これは調節の可能をもつと寛大にする措置をとるように漸次仕向けていく必要があると私は思ひます。皇族があまり多くなると、つまり御自身がいつまでも王でありたいといふことになれば、もういつまでも王でおられるといふうなことになる。ある何世以下は王と稱することができないといふうな規定にでもしておかないと、タケノコのようにどんどん多産系の奥さままでも来られたら、もう百人、二百人といふ王ができる。だから、何世以下はどうなるといふうな規定でもつくつておかないと、本人の意思がなければ皇族の身分を離れられない、意思に基づくところから、そういう規定を何らかのかつこうで設ける必要はないかと言ひます。御自分の意思がなければ、特別の事由といふと精神異常とかなんとかいふ場合でしやうが、そのうなときこそ皇族の身分に残しておいて差し上げなければならぬ、自己の意思能力がないうなときは、あるいは非常に不行跡であるといふうなときは別ですが、だから、むしろ自己の意思に基づく前に、何世以下といふうな規定を設けておく必要はないかと思ひますが、いかがでしやう。

○瓜生政府委員 そのことについてはやはり皇室典範をつくられる際には検討されたやうであります。當時の人に聞いてみますと、しかし、この古い歴史的な規定を申し上げますと、大室令によりまして、五世以下は皇族を離れる、そのお子さん、お孫さん、その次、その四世までは皇族、五世からは離れられるのを原則とするといふうなことになるております。明治の皇室典範ですと、四世までが親王です。五世から王で、王以下については、ちやうどいまここで説き上げましたと同じやうな文章は違ひますけれども、勅旨または請願により、御本人の意思によつて皇族の身分

を離れることあるべし。これはあるべしで、そういう場合には王についてはここにありますが同じような趣旨のことがありました。

で、五世以下といたしますと、いま三笠宮様で言いますと、寛仁親王は親王で、寛仁親王のお子さまが王になられるわけでありまして。お孫さんまでは四世、その曾孫の方が五世になるわけでありまして。五世から云々というのとは、そういうふうに五世から離れるというふうなことをつくることはいいかどうか、どちらか考えますと、少し多過ぎることになるかもしれない。というのとは、親王というのとは明治の場合と違って一世、二世で、三世から王になられる。王になられた方についてはいまこの規定によりまして、そのときの状況によつてお考えをいただければいいんじゃないか。そのときの状況もありますから、先ほど稲村先生おっしゃいましたように、男子の方で皇位継承権がおりにならない場合は、必ずしも何世ということでも離れられてもやはり皇族であつていただきたいという場合もありましたから、一般的には言いかねる点でありますけれども、そういうようなことでございまして。

○受田委員 明治時代にも五世以下で宣下親王というのもあったわけですが。親王宣下という措置がとられたということで、そのつどの便宜でこれが定められるということはあまり好ましくない、だから一応典範の規定にかつこうをつけるべきじゃないかというのを提案しておきますから、それからもう一つ、これも私何回か質問して、一向にお答えが出ていない。きょうはお答えをはつきりいただきたい。それは、天皇が崩御された場合、踐祚された新しい天皇の元号はどういう形になるかということがこの典範の規定にない。一世一元制という旧皇室典範と違って、元号の扱いは一向にきまつていない。陛下が崩御せられた場合の元号は一体どうなるのか。これをきょうもう一ぺん——私は三回か四回お尋ねしているのですが、非常に大事な国の基本になるものをいつまでも怠っていると思うから、このあたりでひとつ

はつきりしていきたいと思ひます。天皇が崩御された場合の元号の問題はどういうことになるのか、責任の地位にある方から……。法制局からでもけっこうです。

○吉國(一)政府委員 お答え申し上げます。

元号制度について、いま仮定の問題といたしまして、おそれ多いことではあります。かりに天皇の崩御というふうな事態があつたら元号制度がどうなるかということでお答え申し上げますと、現在の元号制度というものは法律上の根拠をもつてその使用を強制するといふような性質のものではないと思ひます。いわば事実たる慣習として昭和といふ年号が用いられているというのがその法的な性質であらうと思ひます。したがって、かりにそういう事態が起こりました場合には、その次の代において元号をどうするかという問題は、現在使つておられます元号制度を今後さらに維持していくかどうかという政策決定が前提になると思ひます。もしもその政策決定がございましたら、さらには次の問題といたしまして、元号の使用を、ある年をあらわすために何々という元号に数字と同じものをもつて表示するというのを法律上の制度として強制するためには、これは法律を要すると思ひます。しかしながら、それではございせん、あたかも当用漢字と同じように、使うことが望ましいというのを政府が宣明をいたしまして、それに従つて使う人は使う、使わない人は使わないという状態でもいいというところでありますならば、あるいは何らかの国の機関の決定のみをもつて元号と同じようなものを定めるといふことも、これは可能であらうと思ひます。あるいはまたその元号という現在の元号制度を維持しないという政策決定で西暦から西暦を使いといふことでございせん、何ら措置を講ずることなしにこれも事実たる慣習として西暦を使うといふに相なるのではないかと思ひます。現在の段階におきましては法律上の制度として現行制度ははつきり規定されておられません

で、いま申し上げたような結果に相なると思ひます。

○受田委員 旧皇室典範には一世一元制が規定してあつたと思ひますが、いかがですか。

○吉國(一)政府委員 旧皇室典範には第十二条で「踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ビ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」という規定がございせん。現在の皇室典範にはそういう規定はございせん。

○受田委員 いま次長は昭和という元号は慣例、慣習であつたと言われましたね。しかし皇室典範の規定はそこに厳として定められておる。いかがですか。

○吉國(一)政府委員 私が慣習と申し上げましたのは、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする」という法律七十二号というのがございまして、その関係で、現在の元号の使用は、昭和という元号が定められてそのときに至るまで使用されておつたという事実に基づきまして現在でも事実として使用されておるというところであらうと思ひます。

○受田委員 どうも理解できないです、昭和二十二年十二月三十一日まで用いられたものをその後使うのは慣習というそのお説は。現在の昭和という元号は用いられているようなお説は法制局として、はなはだまずい答弁です。昭和という元号は旧皇室典範の十二條の規定に基づいて、一世一元制の規定に基づいて、天皇踐祚したときに定められたものである。そういうことになつてゐるわけだ。ちゃんと法律で根拠がある。それからスタートした。それを私はいま尋ねておるのです。慣習とは何だ。

○吉國(一)政府委員 昭和という元号が建定せられましたときは、ただいま受田委員御指摘のように、旧皇室典範に基づきまして法律上の制度として定められたものでございまして。それは先ほど申し上げましたように新憲法施行に際しまして法律上のいわば根拠を失つたといふことでございまして、現在使われておられますのは何ら法的な拘束力を有するものではないといふことを申し上げたわけでございます。

○受田委員 いま使つてゐるのは慣習で使つておるということですが、二十二年の末まで用いたものをその後用いるといふ法的根拠が全然ない、二十二年以後に用いるのは、全然もう昭和という年号を用いていいという規定がないから、それで慣習だといふのですか。慣習といふことばの使い方はそういうところに使つてゐるのですか。

○吉國(一)政府委員 現在ある年をあらわすのに昭和という年号をもつて表示しなければならぬという意味の拘束がないといふことでございまして。ただ、現在の行政機関等に提出をいたします許可、認可等の申請書類でございまして、あるいはまた届け出の書類の書式といたしまして、この書式の不動文字の一つとして、昭和年月日といふような記載をしたものもあるかと思ひますが、これもあくまでも昭和四十三年四月三日といふことで記入をしなければならぬといふことではなくて、かりにそこに一九六八年といふことで記載をいたしましたも、届け出としてはもちろん有効であるといふのが現在の考え方でありまして。

○受田委員 まあ、それはそこでひとつおきまして、今度天皇がなくなつて、皇太子が即位された、踐祚されたときに、元号といふものがあるのかないのか、どちらですか。そのときになつてきまるのですか。それだけをはつきりしてください。

○吉國(一)政府委員 これは元号の歴史でございまして、元号は一世一元の行政官布告が出来ます。では、天皇御一代の間に、非常に大きな天災地変でございまして、大きな社会的なできごとがあることに年号を改定せられるといふこともございまして、明治元年以来は一世一元といふこととございまして、大正という年号が使われ

ておりました使われる時期と申しますか、これは大正天皇の崩御のときをもって終わり、今上陛下が踐祚あそばされまして同時に直ちに元号が建定せられたわけでありまして。そのような一世一元というやり方をもって元号というものが従来使用せられてきたことは、先ほど私が申し上げました事実たる慣習がそこまで含んでおると思いますが、昭和の元号はおそらくは、おそれ多いことながら、その崩御というよりな事象が生じますれば、昭和ではなくなるというのが、これは社会通念ではないかと思ひます。

○受田委員 昭和ではなくなら、今度はどうなるのですか。

○吉國(一)政府委員 そこで先ほど申し上げましたように、強制して元号を用いさせるということまで含まないで、いまと同じような事実たる慣習として存続するというところでございします。ならば、当用漢字について現在とっておりまして、措置をとることも不可能ではないということをし上げたわけでございます。

○受田委員 はなはだわからない。私がお尋ねしているのは、昭和がここに終わり、新しい皇嗣が即位踐祚されたらその後の年号、元号というものはどういふ形になるかを尋ねてゐるのです。元号が用いられるのか、用いられないのか。つまり明治と昭和というよりなかつたものでもまだできるのか、そういうものはなくて、今度は西暦紀元を用いるのか、あるいは一部の人が唱える皇紀何年というものを使つてもいいのか、そういうことをひとつ……

○吉國(一)政府委員 その点は、そういう事態が生じません。現在でも、昭和四十三年と言つても、あるいは西暦とつけません。一九六八年四月三日と申すとも、あるいはマホメットの暦を用いようとも、これは一向差しつかえないわけでございます。ただ、事実たる慣習として、国民の大多数が昭和四十三年と言つておるといふことであらうと思ひます。ただ、その昭和という年号をもって呼び得るのは、これは現天皇の御一

代限りではないか。これもまた先ほど申し上げました事実たる慣習の意味するところではないか。したがひまして、万一の事態が生じた場合には、どうしてもその元号という制度を事実たる制度としてでも使いたいということではございしません。当用漢字と同様にあるいは内閣告示というよりなことも考えられないことではございせんし、それから法令を整備をいたしまして、これは昭和二十年ごろ、昭和二十一年でございします。新憲法の関係で元号法案というものを当時の司令部と交渉した経緯もございします。そういうような法律をつくるということも、もちろんこれは一つの方法ではございしますが、法律をつくらなくても内閣の告示という形で事実たる慣習という元号制度を維持することは不可能ではない。あるいはまたそれを全然維持しないで西暦を使い方は西暦でいふしやいというところでも差しつかえない。あくまでその前提としては政策決定が必要であるということをし上げておるわけでありまして。

○受田委員 いまの法制局のお答えでは何をしてもいいということになつてゐるわけですね。どんなことになつてもいいんだというよりなまことにまとまりのない見解の表明があつたのです。総務長官、政策決定というものは、法制局はついに政府の政策に責任転嫁をしてきたわけですね。総務長官として、いまの私たちの法律論争を前提にされて、このあたりで元号を必要とするのかしないのか、西暦紀元を用いることになるのか。そのことは天皇がおなくなりになられるという事態が起つたときにすぐ起る問題なんですね。そのときにあつて、どうするかで政府が閣議を開いてやる、国会で御相談するということでは周に合わない。こういうものはいまからきつとやつておかぬと、もうそういう事態がきたときには抜き差しならぬことになつてくる。そういう意味で元号制度というものを創設するのもしないのか、あるいは西暦紀元を用いるという形をとるのか。自民党政権はすでに二十年以上を担当しておられ

るし、総理府にも公式制度連絡調査会なるものも設けられていろいろ当たつておられる。すでに当面して答へが出ていなければならぬこの問題について、総務長官としては元号制度をどうお考えになるか、明快なる御答へを賜りたいです。

○田中事務大臣 先ほど受田先生をはじめとされまして、いろいろ皇室典範の問題についての論争を拝聴いたしておりましたが、拝聴すれば拝聴いたすほどに、これは終戦直後のいろいろな客観情勢もありまして、制度的に不備な点が非常に多いのではないかとふうなことを痛切に感ぜられる次第でございします。いまもこの元号の問題はいろいろ政治的な問題もありまして、ある一部にはことさらに昭和という元号を廃止して、使わないで、西暦だけでもつてすべてを書いたり何かしやうという動きもありますし、反面においてはまた昭和という元号が非常に便利で、この元号の問題も含めていまの皇室典範その他の問題を慎重に、しかもこれは本格的に考えなければならぬ客観的な事態があるということをし痛感するわけでございます。元号のみならずいろいろ御注意もあつた次第でございします。たまたま総務長官に就任いたしました私といたしまして、ひとつ思いを新たに諸般の問題を考へてまいりたい、かように考える次第でございします。

○受田委員 諸般の問題を新たに考える総務長官が十数年続いてきたのです。それで一向答えてくれない。これは私は非常に重大な制度だと思ひます。だから天皇がなくなつたときにあつてふためくという状態になる。国葬令というものが従来あり、また皇室喪儀令というものがあつて、大喪儀その他の葬儀の規定も旧憲法のもとにあつた。国葬令もあつた。そういう公式制度をこどもう何回か私がお尋ねしたけれども、うやむやにして吉田さんの国葬を行政措置でおやりになつてゐる。まあ各党の責任者にも一応相談したというよりなことですけれども、これは国会の意思で

まったものではない。国費を出す大きな問題が、すなわち国という名称を用いる葬儀はやはり国民全体が弔意を表するよりな形のものでなければならぬ。いんや陛下の御葬儀、象徴天皇の御葬儀ということになれば、私は特別の規定が要すると思ひます。そういうものが全然用意されないで、じつせん月日を積み上げてゐる。これは非常に怠慢だと思ひます。公式制度調査会なるものがあつてそこでやるとおっしゃつたが、その後総務長官をお引き受けになられた事務引き継ぎでこの調査会はどういうふうになつてゐるか、承つておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 実は、今日受田先生の御答へをいたすにつけて話を聞いてみますと、歴代の総務長官が就任されるたびに受田先生が冒頭にこの問題を御質問になつておられるということを聞きまして、それならばこれはいいまゝの話ではない、今日までも何回かこういふふうな重大な問題を警鐘を打たれたということをしきじみと感ずると同時に、深く敬意を表する次第でございします。

それで、ただいまお話しのように、皇室の問題でございしますから、なかなか言いにくいことも考へにくいことも、また特に元号の問題等となりましてかえつておそれ多いようなことで、言いたいことも言わない、考へなければならぬことも考へないといったようなことが繰り返されてまいつてゐるのだらうと思ひます。しかしながら、ほんとうにお話を聞けば聞くほどいろいろな問題が、欠陥、不備が多々あることを考へます。慎重に、御注意に従ひましてわれわれも慎重に、また同時に、すみやかにこれらの問題を調べ、また事に当たつてみたい、かように考える次第でございします。

○受田委員 池田総理のときに、私、池田総理にお尋ねしたことがあります。これは天皇の国事行為委任法を憲法の規定に基づいて制定すべきだと思ひを述べた。そうしたら、その晩徳安総務長官にすぐ指令が出て、直ちに、その法案の制定に着

手せられた。すぐ、周鑒を入れず措置された。

私はいまあなたにひとつ御決意を承りたいのですが、この元号の扱いというものは非常に重大な問題であるので、これはぜひ早急に答を出すべきである。国葬、天皇の大葬儀という御葬儀というようにときにどう規定を設けているか。国民的規模で御葬儀を営むという形に私はきちんとした規定が要すると思うのです。そういうものをおあわせしたもので、それは公式制度として国歌とか国旗とかいう問題も含まれますけれども、そういうものをあわせた調査会のようなもの、もつと権威ある調査会というものをすみやかに設ける、たとえば、付属機関として総理府に設けるといふようなこともやって、ひとつ早急に措置をしていただく決意があるかないか。もうあなたからまた次の総務長官にこれを引き継がれるということのないように、田中大臣のときにこの大事な公式制度が——公式法という法律でもいいのです。きちんとしたものをつくってみたいという熱意がありやいなや、むずかしいようではあります、非常にやさしい問題であります。お答えを願いたいと思います。

○田中国務大臣 受田先生のお考えはよくわかります。わかりませんが、たとえば元号の問題等いまの諸般の情勢下においてこれを取り上げることの政治的な可否というものは、また別な判断が必要とされる面もあるかわかりません。それからまた、いまここのうふうな問題が特に法律の規定によらないで慣習的に国葬なら国葬というものが一つできた、ここのうふうなことさらに積み上げていっておのずから出る結論、これは特に英米法的な慣習法を重んずる考え方もあります。しかしながら、何ぶんにも御皇室を中心とした典範の問題やその他の問題の中には、ほんとうに御指摘になるような不備な点が多々あると存じますので、いまここのうふうなことにこうするのだということはお約束はできませんけれども、この問題につきましては、私は真剣にまじめにひとつ今日ただいまからでもいろいろと調査し

検討してみたい、かように考えております。

○受田委員 今度は法律に関係するのですが、皇室の内廷費について四年間くづづけにされておるのです。ここのうふうなことでなくして、大体毎年改定して御不自由なくして差し上げるといふ配慮は政府の側に要すると思うのです。宮内庁はある程度遠慮しておると思うのです。毎年のごとく給与などが改定されておるのだから、内廷費の改定もせめて二年に一本はこれが改定されるように——四年間も据え置きでその経費を節約に節約を重ねてきたという答弁をいただいております。けれども、総務長官としては、内廷費の改定はできればひとつ他の一般の経費の改定と同じように、財政上の措置と同じような改定措置を政府側として講じられるという方針をひとつ明示していただきたいと思ひます。

○田中国務大臣 内廷費の四年間据え置きの現状に對しまして、受田先生の非常に御同情ある御意見を承つて感謝にたえないのであります。と同時に、また宮内庁におかれましては、やはりそういう点は非常に慎重に考えておられるわけであり、私どもも、事皇室の問題であればあるほどに、必ずしも一般物価にスライドしてどうこうするということよりなことでなく、十分に慎重に諸般の情勢も配慮いたしまして今回の改定をお願いしたわけでございますので、どうぞここのうふうな事情も十分御勘案いただきましてすみやかに御審議を賜わり、また御協賛賜りますようにひとえにお願いいたします。

○受田委員 四年間も据え置き措置ということではないように是正せよという要望の御答弁がないのです。それは皇室も最近是对外的に非常に御苦勞の多い時代になっておるのです。いろいろな会合などに出席したりして、またお客さんも来る。ここのうふうな国民の中へ溶け込んだ皇室としての存在を持たれるようになっただけに、内廷費の四年間据え置きというように今後ないようには留意すべきだということの御答弁が抜けておるのです。

○田中国務大臣 まことにありがとうございます。

十分お気持ちにはそんなくも、感謝いたしております。われわれも一生懸命に努力いたしますのでよろしくお願いいたします。

○受田委員 おしまいに、実は皇室財産にあらざる天皇家のいわゆる私有財産という形のもので宮中三殿——賢所、神殿、皇靈殿、これは昔でいう新年元始祭、春秋の皇霊祭、新嘗祭、神嘗祭等の式典をやられるところ、あるいは皇霊殿の場合、神殿の場合いろいろございます。この宮中三殿といふものは日本歴史にとつても非常に大事な貴重な国宝であると思ひます。それから三種の神器といふ皇位継承の際に私的に継承される宝物がある。それから立太子のときに重切の剣といふものを伝承されておる。ここのうふう、国家的な存在の意義を持つ私有財産の扱い方が何ら明確になつていないわけですから、これはどういふかここのうふう御答弁願ひたいのです。

○瓜生政府委員 皇室経済法に「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」という規定がありまして、これが何をさすかは、三種の神器はもちろんです。おつしやいました重切の御剣なども含まれるわけでありまして、それじゃそのほかにもいろいろのことか。いまおつしやいました宮中三殿なんかもその中に入ることと思ひます。そのほかにもまた代々天皇が受け継いでこられた宝物、そういうものも考えるべきじゃないかという点があるわけでありまして、はつきりしているのはいま申ししたようなことですが、代々継がれたものの中でどういふものを特に考えるかという、実を申しますと、現在も調査検討中であるということでございます。

○受田委員 調査検討をせられて、その保存維持というもののについてどうお考えになっておられるか。これは皇室財産ではないから、たとえば陛下の御一家で非常に開放的な陛下が将来出られたような場合に、それが皇室の外へ持ち出されるときはここのうふうなことがあつても法的には何ら規制がでないわけですから、私物ですから、ここのうふうときは

どうなるのですか。

○瓜生政府委員 保存の關係は、天皇陛下が直接というわけにもまいりませんので、ここのうふうものは側近奉仕の侍従職の任務として大切に保存をしてきておるわけでありまして、そのほか侍従職以外の保存の担当者も例外的にはございまして、なお、ここのうふうものは皇位とともに伝わるべき物といふうふうなものでございまして、皇室におかれては非常に大切にされておられまして、外にかつてに出ていくといふような御心配はないと思ひます。

○受田委員 外へ持ち出されてもこれはやむを得ないものです。私が知っている古来の名門、歴史と伝統を持つすばらしい名門の育ちに非常におもしろいあと継ぎがおりまして、どんどん売りさばいて何にもないようになっているのを私は何軒も知つておるのです。いま維新百年を記念して資料を収集しようと思つてやつておるのに、全然なくなつておる。この間から当たつてみると、維新の功臣が持つていたといふものが全然ない、ここのうふう家もある。だから、これはやはり國家とともにある名器といふことになれば、文部省あたりで国宝に指定するといふ扱い方はいかかと思ひますが、文化財保護の立場から、国民的な宝として、陛下の私有財産であり同時に國民全体の宝として、制度を創設してしかるべきじゃないかと思ひます。文部省文化財保護委員会の福原先生がおられるから、その点について伺ひたい。

○福原政府委員 お答え申し上げます。ただいま宮内庁から御答弁がございましたように、非常に大切に保存されておりますので、そうしたものにございましては、私ども文化財保護委員会としても、たとえば宮内庁の保管しております宝物あるいは史跡等につきましては重要文化財、国宝、史跡等に指定してないのと同様に、三種の神器あるいは重切の剣あるいは宮中三殿といふものにつきましては、現在までそれを皇室に指定するということは考えたことはございませぬし、これからはこれに指定するといふことはいま

のところ考えられないのではないかと存じております。

○受田委員 国宝に指定することは考えられない。国の宝ですよ。皇室の宝であると同時に国民の宝です。そういうものはやっぱり、宮内庁どうですか、国宝として特に文化財保護法の保護を受けることにすかして差し上げるほうがいいのじゃないですか。

それからもう一つは、宮中三殿は御殿ですから、皇室財産としてきちっとおきめたいで差しつかえないものだと思うのですが、どうですか。宗教とか何とかということでもなく……

○瓜生政府委員 宮内庁としても、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」を特に国宝に指定していただくということは必要はないと思うのであります。これは、その保存に当たってあります者は側近奉仕という意味のことをしている国家の職員がやっておるわけでございます。やはり国家の意思を体してやっている者ですから、普通の場合のようにそっくりいかにんことをいたしてございせんから、したがって特に国宝に指定していただくということがなくても間違いないと確信をいたしておるわけでありまして。

それから、宮中三殿についてあるいは建物を皇室用財産、つまり国有財産にして皇室用財産というふうな御意見だと思ひますけれども、現在のところは、あの建物につきましても、やはり国有財産というよりも由緒ある伝わるべき物というふうに一応考えております。これらにつきましてもは検討を要する点が残つておると思ひます。

○受田委員 いまの宮中三殿、これはりっぱな皇室財産として国家がお守り申し上げるべき性質のものだと思ひます。何か懸念されることがあるのですか。たとえば、儀式が神式であるからとかというふうなことが対象になるのですか。そういうことがあればまた承りたい。一応状況を伺います。

○瓜生政府委員 この法律上の解釈として、場合によっては国有財産にすることも可能ではないか

という意見はございますけれども、しかしいろいろの關係の役所なりと相談をしたところ、慎重論が多いものですからそれには踏み切つていないというところでございまして、法制局の見解なんかもいろいろ聞いたことがございまして、まだ踏み切るころにはいっていないというわけでありまして。

○受田委員 法制局の御答弁を伺います。

○吉國(一)政府委員 憲法の解釈のぎりぎりの議論をいたしまして、宮中三殿を国有財産としてこれを国が管理をいたしまして天皇の信教上の用に供するということ憲法に触れるかということになりますれば、憲法の二十条の三項なり八十九条の規定に反するということはないと思ひます。しかしながら、宮中三殿は、申すまでもなく、あくまで天皇の信仰上の行事に必要な施設として置かれてゐるものでございまして、憲法全体を流れる精神等踏まえて考えますと、少なくとも適當な措置ではないというのが従来の考え方であつたと思ひます。

ただ、先ほど来宮内庁からお答え申し上げておりますように、皇室経済法第七条で申しております「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」の範圍に宮中三殿が入るか入らないかという議論もあるかと思ひますが、当初皇室経済法を制定いたしましたところは、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」とは三種の神器をさすものだということが、当時の立案者の頭にあつたようでございます。しかしながら、なぜこのような規定を設けたか。皇室の私有の財産が民法の相続の原則によつて分割相続されて散逸することは適當ではない。三種の神器についてこのような第七條によつて皇位とともに皇嗣が繼承するといふ規定を置きましたゆゑのものは、やはり三種の神器といふものが皇位をあらわす一つのシンボルであるといふ考え方が皇位とともにあるべきものだ、したがつてそれは分割相続によつて分散することは適當なことではない、あくまで皇位とともにあるべきものだといふ考え方があつたと思ひます。宮中三殿につきましても、國民の天皇を仰ぎ奉る精神におき

ましてはやはり同様なことがいえると思ひますので、宮中三殿についても、この皇室経済法第七条の「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」の範圍に入るというところは十分に立ち得ると思ひます。ただ、いますぐそういう問題が生ずることでもございませぬので、先ほど宮内庁からお答え申し上げましたように、今後なおそのような方向で検討するということが現在の態度でございます。

○受田委員 神式による式典が行なわれるという意味で、神道一派である行事が行なわれるというので憲法二十条及び八十九条の規定に反しはしないかという懸念はない、こゝに抑せられたと思ひますが、そのとおりですか。

○吉國(一)政府委員 最終的にぎりぎりの議論を詰めれば、憲法に違反するとも言う必要はないというところでございまして。

○受田委員 憲法に違反しないとなれば、その前提のもとに、これは皇室財産としてきちっとおきめ申し上げておくほうが、相続その他の問題もなくて間違ひも起らない。皇室に永久に存在する。お子さまはたくさんあられて、臣下にくだらなくても、相続の対象などという議論も起らない。この点は、すかつ皇室財産におきめただくほうがいいのじゃないかと思ひますが、これは宮内庁次長としてはどうですか。それから、総務長官としても、そうした皇位とともにいくというよりも、宮中三殿の場合は、皇室財産としてずつと国家がお守りして差し上げるほうが筋が通る。御所見をそれぞれ承りたい。

○瓜生政府委員 この三殿につきましてもは、皇室用財産というふうにはつきりしていただくということがいいのじゃないかなというふうなことで、いろいろ相談をした事実はございまして。その神事を行なわれるということも、憲法上どうということとございませぬ。要するに、憲法にいう宗教団体の行事ということではないのでございまして、その点、法制局がいまおっしゃつたようなことと

ございまして。私的にお使いになるか、これは、生物学御研究所

もそうでございます。生物学御研究所は国有財産であり、皇室財産でございまして、そういうこととから考えまして、いま先生がおっしゃつたような点は考えられるのじゃないかということで、關係方面といろいろ相談をした事実はございまして、現在、なお相談中ということとございまして。

○田中大臣 まことに御高見のとおりでございます。

○受田委員 皇室財産ということになると、大蔵省などがちよつと何か、いま異議をさすむような余地のありやうな役所がありやうなものであります。が、しかし、長官、それは遠慮のない担当國務大臣として、ひとつこれはすかつとされることを私は希望したいのですが、その私の希望する線に沿つて措置することをお考えなかがどうか、お答え願ひます。

○田中大臣 戦前におきましては、御承知の、世襲財産といふふうな制度もありまして、担保物件の対象にならない、そのゆゑに付属した財産であるという制度もあつたわけでございます。ただいまお話しのような、ほんとうに宮中三殿といつたやうなものは、皇室財産としてどこからも手がつけられないやうな姿において今後、永久にきちんとするということは、私は、国家としても國民としても、ぜひともそうあらたい、かように考えます。

○受田委員 きわめて明快です。その線のひとつお進め願ひたい。

きりぎり最後にあと一つだけ。この前お尋ね申し上げたことで、天皇の外国御旅行にできるだけ道をお開きして差し上げること、これは政府としても十分配慮していただかなければならぬ。むしろ宮内庁からどうしてくれたいことは、事実問題として言えないと思ひます。政府から、陛下に、長い間の御心労から解放して差し上げる意味からも、この六月十七日に行なわれるハワイの移住百年祭などは、あのハワイの住民の三分の一が日系人であるといふ現状にかんがみても、陛下がお出ましになるのにまことによい機会である。と

○田中国務大臣 本件につきまして、宮内庁のほうから来ていただきまして事情を聴取いたしましたのでございますが、この須崎の御用邸については前々から宮内庁とされてははこの問題をずっと希

望しておられた、あるいは葉山あるいは沼津の御用邸がだんだんと周囲の環境が御用邸として不適当になって、いずれかの地に御用邸を置かなければならぬということで、伊豆の方面を物色しておられた、そして須崎地区にここならばということの前々から交渉しておられたところが、なかなかこれを手に入れることが困難であつたのであります、その後状況が変わりまして急に手に入れることができるようになったので、これを既定方針どおり御用邸といたしたい、かようなことで急に決定を見たものと心得ております。

○大出委員 そんなことを言つてみても、住友信託が三井の用地を買取つたのは昨年の夏のことなんです。しかも当時は三井本家のことで、評価額二億圓といたつて五千万に値をつけていた、そこに住友信託が入つてきて五千万よけい足して二億五千万で夏にこれを買い取つた。そのときにはすでに宮内庁に住友信託の方と非常に親しい方がおつたという、そこで話が全部進んでおつて、いふなればかわりに買つておいたという形で住友信託が買つておるわけですね。何も去年の暮れのことじゃないわけですね。だとすれば、これは皇室経済會議が行なわれているんですから、当然そこで正当な提起のしかたが行なわれ、相談が行なわれて、特に所管である總理府の総務長官に十二月のそのときになって話がいくなどという、そういうばかげた話はないと私は思つておる。あくまでもこれは所管は總理府の総務長官、行政責任者です、行政長官ですからね。そうだとすると、行政長官にも話をしない、かつてに住友信託のほうと外局の宮内庁がそういう話をしておつたなどということは、許しがたいと私は思つておる。総務長官のいまの話からすれば、あなたは全然知らない。総務長官に何も話をしないで、そういうことが一体できるものかどうか、私は疑問に思つておるのですが、総務長官いかがですか。

○田中中国務大臣 その間のいろいろな詳細な経緯につきましましては、冒頭申し上げましたように、私

のほうでも事宮内庁の問題につきましましてはあまり精細にいろいろなことをいたしません、むしろ自主的な姿においてやっていたとおつたわけでございます。なおまたどうか宮内庁のほうにおかれましては、いやしくもそういうふうな御懸念になるようなことはないと私は心得ておるのでございまして、どうぞ、宮内庁のほうからその間の詳細な経緯を申す機会をお与えいただきたいと思ひます。

○大出委員 いまの御答弁は、私は知らないから宮内庁に聞いてくれという答弁です。私は大蔵省にただしてみた。主計局の總理府担当の主計官は高橋元という方です。補佐が金沢という方です。そうしたところが、ぎりぎりになって、いまさっき御答弁があつたように、御用邸の用地費を七億五千五百万円出してもらいたいという話になつてきた。不動産購入費。ところでこれは第三者の、つまり民間精通者の意見、それから積算その他について財務局の評価、さらに不動産研究所の評価、こういうふうなものが材料になつて出てきている——ここまで答えておる。しかし、それがどこまで正当だと評価をすべきかという点については、宮内庁のことでございましてのであまり詳しくは検討いたしておりません。したがつて宮内庁にお聞きいただきたい、こういう大蔵省の答弁です。總理府総務長官は、宮内庁に聞いてくれ、わしにはわからぬ、大蔵省も、私のほうはわからぬから宮内庁に聞いてくれと言ひ。そうすると、宮内庁と總理府という関係は、法律的にはどうなつておるんですか。監督権はない、宮内庁は独自に何でもかんでもかつてにおやりになる、こういうふうな法律的になつておりますか。御説明いただきたい。

○田中中国務大臣 それはまさに監督下にあるわけでございますけれども、先ほど来いろいろとお話が出ましたように、普通の役所と異なります宮内庁のことでございまして、私どももいたしましては、あくまでも自主的にやつていただきたい、かように存じておる次第でございます。

○大出委員 では、法律的に自主的にやつていただくようにきまつておりますか。そのところ、関係法律を読み上げてください。

○瓜生政府委員 法律的には、特別にそういう規定はございせんが……

○大出委員 けっこうです。それでいいです。そうすると、総務長官、自主的にやつていただくというのとはどこできまつておるのですか。

○田中中国務大臣 それは常識的に、政治的に考えまして、事宮内庁の問題に對しまして、私どもが、宮中・府中の問題もいろいろとあつたのは、昔から御存じのとおりでございます。嚴重な私どもの監督のもとに、一々ケース・バイ・ケース監督をするということではなく、従来の慣行からいたしまして、自主的にやつていただけてまいつたのでございまして。

○大出委員 いやしくも国の行政監督権、あるいは行政権といふものからいまして、これは常識で運営されてはえらいことになつてしまひますよ。そんな答弁はないでしよ。あなたは常識で行政権をあくまでおるなんというばかなことはない。行政機構の中に明確に権限相互の関係は明らかになつておる。読み上げれば時間がかかるからやめなすけれども、常識とはとんでもない話です。いやしくも国民の税金です。この七億五千五百万という金は国民の税金なんだから、明確に、それでしよ。旧来の慣行があつたとなかろうと、明らかに現在ある法に基づいてきめられておるのです。それを、常識的に運用するなんて、ばかな話ないです。取り消してください。

○田中中国務大臣 常識でということ、これははつきりとお取り消しをいたします。私どもの従来の慣行といたしまして、事宮中に属します宮内庁の問題につきましましては、一応自主的に運営をしていただけておる、かようになつております。

○大出委員 だから私は冒頭に、褒龍のそでに隠れるといふことがあるけれども、これは悪政のこと、そういうことがあつてはいかぬということ、あなたもそれをお認め

になつておる。大蔵省は、事宮内庁のことでございましてからと言ひ。総務長官は、宮内庁のことでございましてからと言ひ。そんなことを言つたら、国民から行政権を預つておる皆さんの立場というもの、一体どうなるのだ。しかもそこで使われる金は、明確に国民の税金です。それでしよ。だからこそ、あとでいろいろそういう点で疑問を持たれるようなことがあつてはならない。だから特に配慮をされて、明確にすべきものはむしろ進んで明確にしていくということなければ、今日新憲法下における皇室の地位といふものについてもひびが入る。だからそのところは、私は冒頭に念を押しておるわけです。したがつて、総務長官のおいでにならぬところで論議はしてきただけでも、長官においでをいただけて明らかにしておきたい、こういう気持ちになつておるわけですね。そこで、いま私はここでこの評価のしかた、あるいは中身を出してくれということ、宮内庁の皆さんのほうから、ぜひ私にそういうことのないようにというお話があつたので、私はそれは了解いたします。

ただ大蔵省のほうも、実はきょう大蔵省にもおいでいただこうと思つたのだけれども、長くなりましてから御協力申し上げる意味で遠慮したのですけれども、大蔵省側の言い分もけしからぬのです。よく中身はわからないけれども、宮内庁のことでだから間違いないでしよと思つたので、深く検討はいたしませんでした。特に宮内庁のことで、皇室のことですから、こう言ひ。そういうことであつてはいけな。これは私は念を押しておきます。

そこで、もう一つどうも釈然としないのは、私が資料要求をいたしまして、新御用邸計画資料といふものを三月十八日付で、初めて私にお出しをいただいた。ところがこの経過をながめてみると、数年前からといふふうな書いてある。ところがこの下田の町では、猿崎御用邸事件といふ逸話がある。これはある電鉄関係の会社が、御用邸用地にするのだからといって土地を購入をした。

しかも比較的安く購入した。これまた、ここに書いてあるとおり、数年前です。そうすると根もないう話ではなかった。私も現地に行つて、私の秘書に聞かせてみた。確かにそういう話が町じゅうに流布されておる。それで、しかもお役に立つならというので土地が売られてゐる。ところが御用邸の話はいつの間にか、大野伴睦さんがなくなつたころにいつたのでありますけれども、消えてしまつたという話が、いまだに伝わつてゐる。現在、その民間の会社がその土地を持つてゐる、こういうわけですね。ばかをみたという話が、現地の諸君の口から耳に入る、こういうわけですね。

今回は、昨年の夏に三井の別邸を、三年間に当主が二代御不幸で相続税というふうなものと関連をして、このお屋敷を売られる。ところで三井本家のことだからというので三井不動産が評価をして二億の値をつけた。そこへ住友信託が五千万プラスをして買ひ取つた、こういうわけですね。ところが、これもあとになつたら宮内庁と話がついておつて、御用邸用地にするのだというので、住友がかつて買つておいたというのです。ここに五千万円、すでに差が出てゐる。しかもこの間、坪当たり幾らぐらひですかと言つたら、五千万円くらいだといふ。五千万円だとなつて、買ひ値と五千万円という額、私はもつと高くなるのではないかと思つてゐるのですけれども、そのままでいつても一体住友信託のふところ幾らごろり込むことになるのですか。去年の夏のことです。どうも私は皇室の御用邸をつくるというので、そういう金がはかつかつ入つていくというふうなことにしておくといいことは、これはまたきつめて不可解千万だといふ気がする。詳しいことはこの宮内庁の皆さんにとくと聞きましたから、責任ある大臣の立場でこのあたりを一体どういふふうにお受け取りになり、お考えになりますか。

○田中事務大臣 私はいまも申し上げましたように、事宮内庁のいろいろな所掌のことはかなりそめにも瓜田にくづをぬぐといふようなことがあつてはならないのでありまして、その点は宮内庁

の担当者の方々は十分に心得て事務処理をしておられると存する次第でございます。どうぞその辺の詳しい問題につきまして宮内庁の担当者から途中御説明を申し上げることをお許しただきたいと思ひます。

○大出委員 いや、この間私はもう質問をしてありまして、時間がありませんから……。採決といつてもこれは成立してゐるのかしてゐないのかわかりませんが、してなければやめて帰れといふことを固断で言われてゐるんですけれども、まあ続けます。

この二億五千万というのを逆算をいたしますと、住友信託が買つております坪当たり単価は三千三百六十円くらいになります。この間幾らくらいにつくかといつたらおおよそ五千万円くらいといふ話だつたんですけれども、そうすると、そこだけ坪当たり千六百四十円差がある。これは去年の夏でいまの話ですから、まだこれは幾らもたつてない。どう考へてみても釈然としないですね。だからそういうことになる、どうもそのあたりにあらかじめ宮内庁と住友信託のほうで話がついておつてということだとすると、それも土地を取

得する方法の一つだと思ひますけれども、事皇室にかかわることだけに、私は、これが静岡県何々公社といふふうな公の団体でもやつてゐるのならまだわかる。しかも静岡県の商工部長の白戸さんといふ方は宮内庁から行つておられる。そうだとすると、これはどこからだれがどう考へても、皇室の別荘をつくるにあつて、御用邸をつくるにあつて、もう少しなるほどと思はれるようなしかたがなぜとれなかつたのかといふ気がしてならぬわけですね。隣の区に持つてゐる土地の場合、区長自身が一万円としかりに言つてゐる。これはもう少し安くなるかもしれないが、それにしても安くなつて八千円であつてもあるいは七千円であつても、五千万円といふ三井のほうとの坪当たり単価の開きがあり過ぎる。したがつて、これは気を

を回せばきりがないことになる。だからこれは長官、あなたのほうもさつき申し上げたように、七

億五千万円、これは国民の税金なんですか、そういうことについてもこれは宮内庁が自主的にやつてゐるんだからわれわれは知らぬとおつしやるんですか。

○田中事務大臣 宮内庁のほうにおかれましては、私はあくまでも公明正大に、しかもその間におきまするいろいろな契約の進め方にいたしましても、あるいは価格の設定にいたしましても、十分に適正な手続と、同時にまた価格を法定せられて今日に立ち至つておる、かように私は信じておる次第でございます。

○大出委員 先ほど長官から宮内庁のほうにいうおことばがありましたから一つだけ聞いておきますが、私はこの六万四千坪ばかりの土地のことでありまして、逆算をすれば、二億五千万なるものは買ひ値は三千三百六十円くらいになつてゐる、こう思ふのです。そうすると、あなたのほうは正確にはお話しになりませんが、おおよそ五千万円といふことを先般の質問でおつしやつた。住友不動産なるところは大体どのくらいもうかるというわけですか。

○瓜生政府委員 先日全体で十三万数千坪ですから、坪当たり平均五千万円といふふうに申し上げたんですが、しかしこれは全体の平均でございます。まして、区有地のところあたりと平均すると、上になつてゐると思ひます。それから旧三井別邸のほうは、買つた値段はいまおつしやつたようなところがありまして、その他の民有地が九千坪ばかりございまして、その他の民有地といふところも平均よりはだいぶ上にいくだらうと思ひます。そういうことでございまして、最後的には鑑定士にさらし鑑定をやつてもらひまして適正な価格を出しまして、適正な価格の範囲内でその相手と交渉して取引をするということになりますから、そういうおつしやいますような特別の大きな利益があるとかいふようなことにならないのじゃないかといふふうには、いまは思つております。

○大出委員 私は注意を喚起しておるわけでありまして、さらにこまかく申し上げるときがあら

りませんのでいいかげんでやめますけれども、ともかく宮内庁の答弁によりますと、単価が高くなつたといふことで金が足りなくなつたらどうするのかと聞いたら、それだけ用地を下げますといふのです。それで、それでいふと、いまおつしやるように、それじゃ区有地のほうは一千万円でございますといつた場合に、その引つ込んだ分だけ住友信託側で買つておるものを下げてくれといふ話にはこれはならぬのでしよう。おまけに民有地九千坪とおつしやるけれども、それもあなたのほうは、あらかじめ予算がつく前に住友不動産を通じて買つてくれと依頼して買ひつけてゐるのです。そうすると、これまたそこで買取をして高くついたものを、片方で三井の用地あとのほうを坪当たり単価を下げて埋め合わせるなんというわけにいかない。だからそこらところは、まだお買ひになつてゐないで、住友不動産が持つておる、いま民有地を一生懸命買取しておるのです。ここで私はこれ以上申し上げませんけれども、しかし総務長官は総務府の所管なんですから、こういうことにはしておくと、そのとどのつまりといふのは皇室に対する問題になつてまいりますので、そのところは皇室だからといふことで法律上何もないものをそういう形にしておくことはよくない、こう実は私は思つておるのでございまして。したがつて、御存じないようですから、もう少しこの辺は総務長官のほうでお調べをお願いいたします。先ほどおつしやるような、と思つておられますといふことだけでは困るので、世の中じゅう、と思つておられますにもかかわらず、黒い霧だの黄色い霧だの出てくるわけですから、そういう点は責任ある立場で十分御配慮賜りたいと思ひます。

それから「沼津の御用邸は、近年海水の汚染や周辺の環境が悪化してゐるため、御用邸として不適当なものとなりつつある」といふ点、それから「葉山の御用邸も、御用邸としてはふさわしくない傾向を随時見せ始めている」といふ点ですが、これはそうすると、沼津、葉山両方を国有財産で

すから国に返して、そうして三井別邸あとをといふことなんですか。

○瓜生政府委員 沼津の御用邸につきましても、この下田のほうの御用邸の問題がはつきりいたしますれば、これを皇室用財産から解除するという方針であります。

それから葉山のほうは、これはだいぶ先まで考えますと、いつまでお使いになるかという点でちょっと不安な点がございまして、冬場あたりですとそろそろ夏でございまして、冬場あたりの生物の採集は主として冬場になさっておられます。そういうわけで、当分葉山の御用邸は継続するというつもりでございまして。

○大出委員 この沼津のほうは戦後何か皇太子が一ぺんぐらいいいになつたくらいで、あと陛下とかはほとんど行つたことがないというふうに入つておるのですけれども、どうなつておるのですか。

○瓜生政府委員 戦後貞明皇后さんが御存じのようになつたに一番よくおいでになつておりました。そのほか皇太子殿下もよくおいでになつておりました。ただ、だんだん最近になりますと、昭和二十七年くらいからあまりおいでになつてないと思ひます。

○大出委員 あまりじゃない。行つてないのですよ、調べてください。それは皇太子が行つて以来行つてない、二十七年から。それ以後だれも行つてない、これはいふんむだな、もつたない話だと思ひます、土地がなくて大騒ぎしている世の中に。

そこで、沼津、三島、あの周辺の漁業組合の皆さんの話を聞いたところが、地元の方はきわめてこれを意図的に見ている、なぜかという、かつて沼津、三島方式といつて石油コンビナートをあそこへ誘致するという騒ぎのときに市議会あげて大混乱になった。そしてこれは四日市ぜんそくみたいなやつはたいへんだというので、四日市の例の石油コンビナートをめぐる大公害、これが

非常に高く住民の間に問題にされて、とうとうこのコンビナート計画を町の方々の反対でつぶしてしまつた、しかも今度はそのあとの沼津の市議会選挙で、コンビナート誘致に賛成した議員は多くを並べて一人残らず落ちたという歴史的な事実があつた。だから、この方々の話によると、これは住友信託だの何だの入つてきて、向こうのほうにつくるといふのは、その裏のほうに、沼津はやがてほとぼりをさまして大企業、大会社に払い下げられになつて、当時のコンビナートをつくらうなどと考へた方々はその夢を捨てていないから持ち込むといふ考へ方が背景に動いていて、それが実は今回の問題につながつていて、意味のことをしきりに口にするわけですよ、現実の問題として。だから政治的にたいへんに勘ぐつていますよ、ほんととかうそか私はそこまで調べていないけれども、したがつて、私が今回明らかにしておいたいただきたいのは、沼津の御用邸のほうはおやめになるというお話なんだけれども、いつ、そしてどういふことでおやめになるのか。使つてないものを、十七年にわたつてそのまゝにしていくわけですから、これは一体どういふふうに考へておられるか。このあたりのところをひとつ総務長官のほうからお答えいただきたい。過去にも沼津、三島といふところは大きな騒ぎが起つた地域なんです、この辺どうお考へになりますか。

○田中事務大臣 これがもし廃止になりました場合におきましては大蔵省のほうに移管になる、こゝろいふわけでありまして。

○大出委員 それはあたりまえのこと、国有財産ですからそれならなければならぬことになる。私が聞いてゐるのはそうじゃなくて、いつごろどういふかところでおやめになるというのか。ただいきなりこれは御用邸ではなくなりました、やめましたでは困る。どういふ予定になつてゐるのですか、そのところをお答へ願ひたい。

○瓜生政府委員 この御用邸を廃止をいたしますという場合はまあそれ遠くない将来だと思ひます。下田のほうの御用邸用地の買取等の関係が

はつきりいたしますれば、その準備の任務にかかると思ひます。主として大蔵省なんかと打ち合

わせたしまして、それを解除しますと、それが大蔵省のほうの普通財産となります。そのあとの土地をどうするかといふのは大蔵省の国有財産局のほうで考へるということになると思ひます。

○大出委員 十七、八年一ぺんも使つてないものを何でいままでほつぽつておいたんですか、この沼津の御用邸といふのは、もつたない話だ。

○瓜生政府委員 先ほどの少し不正確な点がありました、昭和二十九年には面陛下がおいでになつておりました。それから昭和三十三年には皇太子、同妃両陛下がおいでになつておりました。お使いになつてゐる頻度は少ないけれども、全然なかつたわけではございません。なお、いままであまりお使いにならないのにどうしてそのまゝになつていたかといふことでございしますが、これはときによつてはあの方面に御旅行の際にお宿にお使いになるようなこともあつたかといふようなことも考へながら保存しておつたわけでありまして。

○大出委員 それはまあわれわれの常識で判断できないわけ、帰りの宿になるからといふようなことでそのまゝになつていたといふならば、ぼくらの判断を越えた次の話でございしますから、そのうなのかも知れませんが、しかしいづれにしても新御用邸用地まで用地費として組んでおるわけですから、そのうなことは一体どうするのかわかりやうなことをあらかじめ片方では準備をしておいて、そして新しいところでどういふするといふのが普通じゃないですか。そうすると、まだこつちのほうはどうなるかわからないのでしよ。方針がきまつてないのではしよ。そこら辺どうなのですか。

○瓜生政府委員 沼津の御用邸を皇室用財産から解除するといふ方針はきまつております。時期の問題でございします。

○大出委員 時間の関係がありますからあまりそれ以上詳しいことは差し控えますけれども、これは総務長官、いま私がこゝで申し上げております

ように、先々のこともありますから念のために申し上げておきますが、どうも私どものほうも、あまりいまだ宮内庁の問題といふのは深く突つ込んで検討もしていない面がありました。これからひとつ大いに勉強しようと思ひ思つておりますが、こゝでこの問題を取り上げなければ、今回のこの七億五千五百万といふ金のついでにこの問題は、予算委員会その他でもどこでもチェックのしよがないままに予算が通ればそのまゝくつついていったといふことにしかならないわけであり

ます。そういう性格のものであります。あとの処理等も沼津といふ場所柄、あるいは先ほど申し上げました狼煙崎の諸等いろいろなあるのでありますから、地元にはいろいろな意見がございします。したがつて、そういう点から、ひいては皇室に対する住民諸君の、何でもこんな形で沼津の御用邸あつたとんでもないところに行つたのかといふようなことにならぬように、これは十分にひとつ、常識でといふのじゃなくて、明確な行政長官の権限があるのでありますから、そういう面できつかりやつていただきたいと思ひます。

時間の関係がありますので、念のためそれだけ申し上げて終わります。

○三池委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○三池委員長 ただいま委員長の手元に、松澤雄蔵君外三名より本案に対する修正案が提出されております。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

○三池委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。松澤雄蔵君。

○松澤委員 たいい議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略し、その要旨を申し上げますと、原案では、その施行期日を「昭和四十三年四月一日」としているのですが、すでにその日が経過いたしましたので、これを「公布の日」に改め、本年四月一日から適用しようとするものであります。よろしく御賛成をお願いいたします。

○三池委員長 これより、原案及び修正案を一括して討論に付するのであります。討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、松澤雄蔵君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

これにて、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次回は、明四日午前十時より理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会